

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	
1	2	1	(2)	イ				本事業の施設構成	民間施設の整備対象事業期は「提案による」と記載があり、一方で、P4事業期間「ウ Ⅲ期(民間提案施設及びエントランス広場等の整備運営)」となっておりますが、民間提案施設は事業者の提案する時期に整備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	8	1	(2)	イ	(イ)	a	(c)	工事監理企業	専任かつ常駐で配置することありますが、Ⅰ期整備対象施設(新中央体育館、武道場)の建設期間が対象と考えてよろしいでしょうか。また、Ⅱ期、Ⅲ期の建築施設については、非常駐の対応も可と考えてよろしいでしょうか	Ⅰ期整備対象施設、Ⅱ期整備対象施設、Ⅲ期整備対象施設の整備期間中に専任で配置することとします。また、新中央体育館及び新陸上競技場の建築施設の整備期間中は常駐とします。 なお、合わせて入札公告文、入札説明書の修正をします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
1	2	2	(5)					事業方式	「一部BT方式となる部分」とありますが、これは、追加新設の雨水貯留槽(移設水路等)、公園管理倉庫・防災施設の一部(維持管理業務範囲外)、公共施設用地の造成、敷地外道路(歩道)改良のことを指すとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
2	2	2	(6)					事業期間	運営・維持管理期間は、Ⅰ期整備対象施設の供用開始日から20年間であるため、「Ⅰ期の供用開始日を早め、Ⅱ期・Ⅲ期の供用開始日を最終期限とおりとす」提案を実施すると、Ⅱ期・Ⅲ期の運営・維持管理期間が短くなります。本提案で特に支障ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	2	(6)					事業期間	Ⅱ期・Ⅲ期整備対象施設のうち、貴市業務や貴市民の利便性・安全性に資することを目的として、一部施設を先に引き渡すことは可能でしょうか。本提案で特に支障ないと理解してよろしいでしょうか。	Ⅱ期及びⅢ期の整備対象施設の施設毎の引渡しも可とします。
4	2	2	(6)	ア				Ⅰ期(新中央体育館等の整備運営、テニスコート等既存施設の運営)	「なお・・・早期となった場合は、Ⅰ期整備対象施設の供用開始日から20年間とする。」とありますが、「なお・・・早期となった場合は、Ⅰ期整備対象施設及び既存施設の運営・維持管理期間は、Ⅰ期整備対象施設の供用開始日から20年間とする。」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2、3	2	(6)	ア～ウ				工事監理企業	工事監理の期間は整備対象施設の建設期間と考えてよろしいでしょうか	工事監理の期間は、Ⅰ期整備対象施設、Ⅱ期整備対象施設、Ⅲ期整備対象施設の整備期間とします。また、合わせて入札公告文、入札説明書及び要求水準書を修正します。
6	3	2	(6)	ア				事業期間	Ⅰ期表下の※補足書きですが、要求水準書P.6の同表では、補足書き中「本発掘調査が必要になった場合の費用及び工期延伸リスクは市の負担とする」とあります。要求水準書記載の補足書きが正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	3	2	(6)	イ				事業期間	Ⅱ期整備対象施設の開業準備期間は建設期間に含まれています。事業者提案において、準備期間を、引渡日以降に設定し、運営開始日(供用開始日)を2026年3月以降とすることはできないでしょうか。	原文のとおりとします。施設の引渡し後に開業準備期間を設けることは可能ですが、供用開始は、令和8年2月までとしてください。
8	3	2	(6)	イ				事業期間	Ⅱ期(Ⅲ期)整備対象施設の供用開始時期が早期となった場合、終了はⅠ期整備対象施設の終了日とあります。Ⅰ期整備スケジュールが変わらない場合で、Ⅱ期(Ⅲ期)整備が早期となった場合は、記載の予定スケジュールよりも運営・維持管理期間が長くなるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	3	2	(6)	ウ				事業期間	民間提案施設をⅠ期整備対象施設内に設置する場合、民間提案施設はⅠ期整備対象施設の運営・維持管理開始時期以降、Ⅲ期整備対象の運営・維持管理開始時期までの事業者が提案する時期に開始できると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	5	2	(8)	ア				事業対象地	中屋町駐車場の現況52台から51台への変更は本事業の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
11	6	2	(8)	イ				本事業の施設構成	公園等施設で公園管理倉庫(既存大気汚染常時監視測定局を撤去し新設)とありますが、整備対象事業期に測定局部分のみ維持管理対象外とあり、P5のA事業対象用地の解体対象欄には大気汚染常時監視測定局の施設(CB造平屋及びネットフェンス)の記載がありません。本事業においては大気汚染常時監視測定局施設の撤去を行うものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	6	2	(8)	※	①			本事業の整備対象敷地内における将来計画(消防署予定敷地の規模)	青木町交差点に面した角地に、本事業とは別に建設する公共施設用地の造成(※消防署の予定地として検討)、とありますが、どの程度の広さ(用地規模)を想定されていますでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No4をご参照ください。
13	7	2	(9)	ア				施設整備業務に係る対価	交付金及び起債にて支払われる対価について、各期の解体期間及び建設期間にわたり出来高で支払うとありますが、起債対象事業費は各年度の金額にて計算され、年度ごとに精算される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書30ページ「サービス対価の算定方法」もご参照ください。
14	7	2	(9)	ア				施設整備業務に係る対価	割賦方式により事業者を支払う、とありますが、割賦原価に係る消費税総額を引き渡し年度の翌年度に一括して支払って頂けないでしょうか。	不可とします。なお、事業者提案により、割賦元金に係る消費税について、施設引き渡し年度のサービス対価Aとあわせて一括で支払いを受けることができるものとします。なお、合わせて入札説明書を修正します。
15	7	2	(9)	エ				市への納付金	②広告料及び③ネーミングライツから得られる収入のうち50%を納付とありますが、それらの獲得活動費を除くと手元にあまり残らなくなってしまう。もう少し比率を落として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
16	7	2	(9)	エ				本施設に係る収入	自動販売機売上高のうち9%を市に納付することが条件となっており、(令和元(2019)年度時点)と記載されておりますが、本事業期間中に条件変更はないものとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、変更は予定していませんが、社会・経済情勢の変化などにより、事業期間中において変更する可能性はあります。なお、指定管理施設となっている他の市立運動施設での納付条件とも関連することから、納付率の改定を行う場合は各事業者と事前に協議を行います。
17	8	2	(11)					事業終了時期	表下注記に、I期整備対象施設の供用開始日が早期となった場合、I期整備対象施設の供用開始日から20年目を事業終了時期とする、とありますが、20年間(満20年目の月末まで)との誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、20年目の月末が事業終了時期です。
18	9	3	(1)	ア				参加者の構成	運営企業が維持管理業務の一部を、或いは維持管理企業が運営業務の一部を担うことが考えられます。その場合であっても、主な担当業務で入札参加資格審査を申請すればよろしいでしょうか。	複数の業務を兼ねる場合はそれぞれで申請し、重複する添付書類は省略することを認めます。ただし、省略する理由がわかるように申請書に記載してください。
19	10	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件(共通)	JTマーベラス、西宮ストークス及び西宮スポーツセンターに関して、特に記載はありませんが、参加可能と考えればよろしいでしょうか。特定のグループのみへの参加となると、公平性を保てなくなることを危惧しております。	公平性の観点から、市と関係の深い下記団体が入札参加グループに参入することは不可とします。 ・公益財団法人西宮スポーツセンター ・一般財団法人西宮体育協会 ・西宮ストークス(株式会社兵庫プロバスケットボールクラブ) ・JTマーヴェラス(日本たばこ産業株式会社)
20	10	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件(共通)	西宮市の外郭団体や市内スポーツ団体は特定の入札参加グループにのみ協力もしくは参加することは公平性の観点から好ましくないと考えますが、参画可能なのでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回)No19をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
21	10	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件(共通)	構成企業や協力企業に「西宮市体育協会」、「西宮スポーツセンター」等の外郭団体や、「西宮ストークス」、「JTマーヴェラス」等の新中央体育館での興行対象団体を入れることは可とするのでしょうか。現在の中央体育館・テニスコートの管理者や、大口の利用料徴収先となる団体とは、当然全グループ連携が必要と考えているかと存じます。構成員や協力企業に、それらの団体が入ってしまうと、特定のグループのみ連携提案が可能となってしまう、競争性を著しく損なうと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No19をご参照ください。
22	10	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件(共通)	(資料-30)「興行利用側から施設に求める機能ついでにヒアリング」作成時にヒアリングを行った、Bリーグ・西宮ストークス及びVリーグ・JTマーヴェラスにおいては本事業の構成企業としての参加資格はどのようにお考えでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No19をご参照ください。
23	10	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件(共通)	西宮市の外郭団体や市内スポーツ団体が特定の入札参加グループにのみ協力することも可能と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No19をご参照ください。
24	10	3	(2)	イ	(ア)		a	入札参加者の参加資格要件(業務別)	設計企業の実施設計の元請実績は工事監理業務中に生じた変更設計業務も認められると考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
25	12	3	(2)	イ	(ア)		a	③管理技術者の配置	入札参加資格審査申請時には管理技術者の配置候補者を複数名挙げ、業務開始までに1名に絞ることは可能でしょうか。	可とします。
26	13	3	(2)	イ	(ウ)		d	監理技術者の配置	入札参加資格審査申請時には監理技術者の配置候補者を複数名挙げ、業務開始までに1名に絞ることは可能でしょうか。	可とします。
27	13	3	(2)		(ウ)		d	建設企業の資格要件 技術者	参加資格申請時点では、実際に担当する可能性を持つ技術者を複数名提示し、その中から選定することは可能でしょうか。	可とします。
28	13	3	(2)		(ウ)		d	建設企業の資格要件 技術者	設計期間を含めると長期間にわたる拘束となるため、設計期間中と着工のタイミングで監理技術者の交代することは認められませんでしょうか。	やむを得ない理由がある場合、かつ、市と協議して合意を得た場合に限り変更を認めます。
29	14	3	(2)	イ	(オ)			維持管理企業	資格者の想定は、建築物環境衛生管理技術者のみと考えてよろしいでしょうか。	建築物環境衛生管理技術者に限らず、応募者が必要と想定する資格者を配置ください。
30	14	3	(2)	イ	(キ)			民間提案施設企業	民間提案施設を所有する企業と運営する企業が異なる場合は、a、bともに運営する企業が満たすことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	17	4	(4)	ア				質問の回答公表	「質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない」とありますが、質疑事項に非公表を希望する旨を記載すればご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 なお、質問第2回の際も同様でしょうか。	第1回目の質問・回答の非公表の可否は、市で判断します。 第2回目の質問・回答は、質問者の希望を確認し、入札参加者全てに共有すべき質問・回答のみを公表します。
32	18	4	(8)	ア				対話の目的	「本対話で記した内容の全てを必ず提案する必要はない。ただし、本対話で記した内容以外の内容を提案することはできない。」とありますが、対話での意思疎通によって齟齬があることが発覚しても、提案内容変更ができないことになる思われますが、どのように解釈したらよいのでしょうか。	民間提案施設として提案される可能性のある民間提案施設の内容(業種、業態)を事前に把握し、その設置の可否を市で事前に判断することを目的としています。業種や業態の変更が必要となる場合、対話において、変更内容について協議することは可能です。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
33	18	4	(8)	ア				対話の目的	民間提案施設の提案内容は対話で確認したもの以外に変更できないものなのか、対話以降提案内容に変更が生じた場合には市に確認を取れば計画に反映出来るものかご教示下さい。	民間提案施設として提案される可能性のある民間提案施設の内容(業種、業態)を事前に把握し、その設置の可否を市で事前に判断します。対話で確認した内容以外の提案をすることはできないため、対話において、民間提案施設として提案の可能性のある業種や業態はすべて示してください。
34	19	4	(8)	ア				対話の目的	「ただし、本対話で記した内容以外の内容を提案することはできない」とありますが、事前に告知した内容以外を対話当日に提案することが出来ないとの理解でしょうか。それとも、入札時に提出する提案書での提案を指すのでしょうか。	対話で確認した民間提案施設以外は、入札時に提案できません。
35	19	4	(9)					対話による共有認識事項・質問・回答書等の通知	対話の回答通知について、全入札参加者への通知は、質問入札者に事前確認後として頂けないでしょうか。	対話による共有認識事項・質問・回答書等は、各質問者の意向を確認の上、取りまとめます。
36	21	4	(16)					予定価格	予定価格内で「施設整備費に係る対価」、「運営・維持管理の対価」等の費用項目に応じて予定金額は設定されますでしょうか。	設定されません。
37	22	4	(17)	キ	(ア)			入札提案書類の取り扱い	「市は・・・落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できる」とありますが、市は事前に事業者と使用について協議するものと理解して宜しいでしょうか。	事業者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、権利や競走場の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は使用前に協議することとします。
38	23	5	(1)					委員	委員への接触はない前提で、委員の所属する学校法人等と事業内容を連携することは可能との理解で宜しいでしょうか。	事業者は、選定委員会の委員が属する法人と資本関係又は人的関係のある者に該当しない場合は、可能です。
39	23	5	(1)					選定委員	選定委員個人への接触はしないことを前提に、「委員の所属する学校法人等と事業上の連携を行う事は可能である」という認識で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No38をご参照ください。
40	24	6	(5)					特別目的会社(SPC)の設立等	「西宮市内に設立」とありますが、事業対象用地内でよろしいでしょうか。	事業対象敷地に設立することは可能です。
41	24	6	(5)					特別目的会社(SPC)の設立等	SPCを西宮市内に設立することとありますが、施設完成後は施設内をSPCの本店所在地とすることは可能でしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No40をご参照ください。
42	24	6	(8)			(ウ)		入札保証金	履行保証保険契約を締結する際は、Ⅰ～Ⅲ期ごとに分けて保険契約を締結することも可能でしょうか。	実務上可能ですが、契約締結時点で全ての保険が必要となります。
43	25	6	(8)					契約保証金	事業契約が締結できない理由が事業者にない場合は違約金の負担は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	28	別紙1	(1)					サービス対価の構成	SPCの設立費用や、建設期間中のSPC管理費は施設整備業務に係る対価 B-Ⅰ～Ⅲとして計上する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	30	別紙1	(2)	ア				学校教育施設等整備事業費	陸上競技場等の社会体育施設を整備するための実施設計費・工事監理費・建設工事費(それらを整備するための解体撤去に要する経費も含む)とありますが、陸上競技場整備に伴い既存体育館解体撤去が部分的に重なりますが、既存体育館の解体撤去費用もすべて含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし陸上競技場整備に伴う一括支払い分は、サービス対価A-Ⅱにて支払います。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
46	30	別紙1	(2)	ア				学校教育施設等整備事業費	※起債対象事業費は、体育館(交付金対象事業費を除く)とありますが、ダブルカウントになるので公共事業等債分も除くのでしょうか。	ご理解のとおりです。社会資本整備交付金対象事業経費を除きます。公共事業等債の算定式中の交付対象事業費のことを指します。
47	30	別紙1	(2)	ア				施設整備費に係る対価のうち、一括払いの算定方法	サービス対価Aの額が変更となり、サービス対価Bで調整される場合、事業者の責任ではないため、金融機関の事務手数料等、事業者に追加費用が発生する場合、当該追加費用は市でご負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
48	30	別紙1	(2)					サービス対価の算定方法	交付金及び地方債の制度改正等により、サービス対価B-Iを調整するのに要する追加費用について、事業者の努力を超えて発生した過大な追加費用は市にて負担頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
49	30	別紙1	(2)					サービス対価の算定方法	サービス対価Aの額が変更となり、サービス対価Bで調整される場合、事業者の負担となる金融機関の事務手数料等には、金利は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	30	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A I	提案時と異なるサービス対価A I が支払われたことによりSPCに発生した追加費用は市にてご負担いただけないでしょうか。	市は負担しません。
51	30	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I	社会資本整備総合交付金にだけ(税込)という記載がありますが、その趣旨をご教示ください。また、税込は交付金のみという理解でよろしいでしょうか。	前段について、(税込)は誤記であり削除します。後段については、交付対象事業費及び起債対象事業費が税込となります。
52	30	別紙1	(2)	ア	(ア)			サービス対価A-I	交付金及び地方債の制度改正等により、サービス対価Aの額が変更となる場合、制度改正が行われる時期や内容についてご存知でしたらご教示ください。	現在、特に情報はありません。交付金については各省庁のHP、地方債については総務省のHPをご参照ください。
53	31	別紙1	(2)	ア	(ア)			算定方法の詳細	※算定方法の詳細は、別添資料2「様式集」を参照することありますが、様式7-11の分け方に従うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	31	別紙1	(2)	ア	(イ)			サービス対価A II	提案時と異なるサービス対価A II が支払われたことによりSPCに発生した追加費用は市にてご負担いただけないでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No50をご参照ください。
55	33	別紙1	(2)	ア	(ウ)			関連事業の整備費	④関連事業の整備費(道路改良工事、防火水槽整備及び公園管理倉庫整備に係る設計、建設、工事監理費)とありますが、関連事業の整備費は、各起債の対象事業費を除いたものという理解でよろしいでしょうか。	対象となる主な整備内容を記載したもので、起債対象外事業費という意味ではありません。なお、道路改良は地方道路等整備事業債、防火水槽は防災対策事業債、公園管理倉庫は一般事業債の対象となります。
56	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			サービス対価B-I	令和6(2024)年6月を第1回は、支払時期ではなく、引渡しから6月までの分が支払対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案により、I期整備対象施設の供用開始時期が令和6(2024)年6月よりも早期となった場合は、供用開始月から直近の市の支払い月(3月、6月、9月、12月のいずれか)までが第1回の支払い対象期となります。
57	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			サービス対価B-I	原文のケースですと、支払対象期間(=金利計算期間)が異なります。また、早期の供用開始を提案する場合も同様に、全支払回(額)を元利均等で算出することは不可となるため、提案によるものと理解でよろしいでしょうか。	第1回の支払い対象期が四半期(3ヶ月)に満たない場合は、ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
58	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			サービス対価B-I	「割賦元金に係る消費税について、サービス対価B-Iとあわせて一括で支払いを受けることができる」とありますが、各整備対象施設の引渡し年度の一括支払(各整備対象施設の引渡し年度のサービス対価A-I支払)時と同時に支払いただけるという理解でよろしいでしょうか。なお、サービス対価B-II及びB-IIIについても同様です。	ご理解のとおりです。なお、入札説明書に関する質問・回答書(第1回)No14もあわせてご参照ください。
59	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			サービス対価B-I	基準金利がマイナスとなった場合の取扱いについてご教示ください。なお、サービス対価B-II及びB-IIIの基準金利につきましても同様です。	基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替えるものとします。
60	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			サービス対価B-I	割賦金利確定日である「施設引渡し予定日の2銀行営業日前」には、LIBORが廃止されているかと存じますが、その場合の基準金利の確定については、どのような指標を用いるのでしょうか。	LIBORが廃止された場合はTIBORを採用します。
61	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			基準金利	金融庁のHPで掲載されております通り、LIBORは、2021年末までに恒久的に廃止される可能性が高まっていますが、廃止された場合の代替指標について、どのようにお考えでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回)No60をご参照ください。
62	34	別紙1	(2)	イ	(ア)			割賦元金にかかる消費税	割賦元金に係る消費税について、サービス対価B-Iとあわせて一括で支払いを受けることができる(割賦元金に係る消費税について、一括で支払いを受けるか、事業期間にわたり支払いを受けるか)については、事業者の提案にゆだねる)とありますが、一括で支払いを受ける場合は、第1回目の支払いと同時に一括で支払いを受けるという理解でよろしいでしょうか。また、サービス対価B-II、B-IIIも同様の理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回)No14をご参照ください。
63	34	別紙1	(2)	イ	(イ)			サービス対価B-II	「II期整備対象施設の供用開始から20年」とあるのは、「I期整備対象施設」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。また、入札説明書を修正します。
64	34	別紙1	(2)	イ	(ウ)			サービス対価B-III	「III期整備対象施設の供用開始から20年」とあるのは、「I期整備対象施設」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。また、入札説明書を修正します。
65	37	別紙2	(1)					市に納付する自動販売機売上高	自動販売機売上高のうち9%を市に納付することが条件となっており、(令和元(2019)年度時点)と記載されておりますが、本事業期間中に条件変更はないものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回)No16をご参照ください。
66	38	別紙2	(2)					サービス対価の構成	開業準備業務の対価C-I、C-II、C-IIIのそれぞれには、様式8-2 開業準備費内訳書に従い開業準備期間の光熱水費を含めるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集記載の費目は例示であり、事業者の提案に委ねます。ただし費目及び金額は、可能な範囲で具体的に記載してください。
67	40	別紙2	(2)					サービス対価Aに関する支払額	市は、請求書受領日から30日以内にサービス対価A-Iを各年度一括で支払うとありますが、各年度支払われる出来高は様式7-11に記載の額という理解でよろしいでしょうか。	様式7-11に記載の額に消費税・地方消費税を加算した額になります。なお、サービス対価は交付金の内定状況や起債協議、その他制度改正等により変更されます。
68	40	別紙2	(2)					サービス対価Bに関する支払額	割賦支払い分のサービス対価Bについて、金額の端数調整は最終回で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
69	40	別紙1	(3)					サービス対価の支払方法	サービス対価Aの支払時期ですが、事業者提案にて、整備対象施設が早期に完成・引渡しを行った場合、サービス対価AⅠ～Ⅲの支払時期も、出来高、引渡しに合わせて、支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、現計予算額の範囲内での支払いになりますので、増額補正が必要になる場合など、即時の対応ができない可能性もあることをご了承ください。また、令和2(2020)年度については市は支払いません。
70	40	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法(サービス対価D)	サービス対価D-ⅠからD-Ⅲは、事業者が提案する金額をそれぞれ所定の回に分けて平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	40	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法(サービス対価E)	サービス対価E-ⅠからE-Ⅲは、事業者が提案する金額をそれぞれ所定の回に分けて平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	40	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法(サービス対価F)	サービス対価F-ⅠからF-Ⅲは、事業者が提案する各年度の提案金額を当該年度において四半期ごとに平準化して支払いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	41	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	C-Ⅰ～Ⅲ開業準備費用支払いに定める「業務終了後」について「開業準備業務報告書」の提出後、速やかに支払頂く条件として頂けないでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、請求書受理日から30日以内に支払います。
74	42・43	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	運営・維持管理業務に係る対価の支払いについて、整備対象施設の供用開始時期が早期となる場合は、別紙1(2)イ(アウ)に記載の措置に準じるとありますが、どのように考えればよいか改めてご教示ください。 早期となることで、4半期毎し支払回数が増加すると考えてよろしいでしょうか。(Ⅱ・Ⅲなどは期間が延びる) 第1回支払時期は、早期となった状況に応じて、変わると考えてよろしいでしょうか。	前段及び後段について、事業者の提案により、Ⅰ期～Ⅲ期それぞれの整備対象施設の供用開始時期が早期となった場合は、供用開始月から直近の市の支払い月(3月、6月、9月、12月のいずれか)までが第1回の支払い対象期となります。なお早期の供用開始となった場合は、運営・維持管理期間の終了は、Ⅰ期設備対象施設の供用開始日から20年とします。中段について、事業者提案により早期となることで、Ⅱ期、Ⅲ期については、支払回数が増加する場合があります。
75	42・43	別紙2	(3)					サービス対価の支払方法	運営・維持管理業務に係る対価の支払いについて、四半期ごとに分けて支払うとあります。事業期間にわたり、平準化払いになると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回) No70～72をご参照ください。
76	44	別紙2	(4)	イ	(ア)			物価変動に伴う改定	本事業では、第Ⅰ期整備対象施設の建設開始から第Ⅱ期整備対象施設の建設期間満了時まで、約4年の長期に亘って工事監理業務が発生します。また、近年、全国的な最低賃金の上昇だけでなく、建設関連労務費の上昇も顕著になっているだけでなく、地元企業の事業参画が求められています本事業の工事監理費について、物価変動に伴うサービス対価の改定の対象とする予定はないのでしょうか。	原案のとおりとします。
77	45	別紙2	(4)	イ	(ア)		(c)	物価変動に伴う改定	施設整備業務に係る対価の改定の改定率について、※にて小数点以下第4位切り捨てとありますが、運営・維持管理業務に係る対価の改定の改定率は小数点以下第4位未満切り捨てとなっております。小数点の取り扱いを小数点第4位未満切り捨てに統一していただけませんか。	小数点第4位未満切り捨てに統一します。
78	45	別紙2	(4)	イ	(ア)		b	物価変動に伴う改定	1000分の15を超える額とありますが、せめて1000分の10にして頂けませんか。	原案のとおりとします。
79	45	別紙2	(4)	イ	(ア)		c (a)	物価変動に伴う改定	基準日の概念について、実務的にはいつを指すのかご教示ください。	原案のとおり、相手方に対してサービス対価の変更を請求した日です。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
80	45	別紙2	(4)	イ	(ア)	c	(d)	物価変動に伴う改定	建設物価:建設費指数(体育館Gymnasium RC-工事原価)とありますが、残工事対象が、体育館だけでないこと、及び、地域の実態に合わせて、対象指数を【都市別指数 構造平均(RC)、工事原価、大阪】として頂けませんか。	原案のとおりとします。
81	46	別紙2	(4)					サービス対価の改定	物価指数の年度平均値とは、 1) 4月～翌3月 2) 1月～12月 のどちらでしょうか。 なお、1)の場合、6月30日までに確報値を以て根拠資料等の整理・報告は、スケジュール的にタイトになると思料します。	4月～翌3月です。
82	47	別紙2	(4)	イ	(イ)	b		サービス対価の改定	サービス対価区分④(修繕・更新費用)の指標を「企業向けサービス価格指数(その他諸サービス)」とされておりますが、工事性質を持つ修繕・更新業務に対して、物価変動を適切に反映されない指標と存じます。建設物価指数(建築費指数)等の指数とするなど再度御検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお指標については、落札者決定後、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することは可能です。
83	47	別紙2	(4)	ウ				需要変動に伴う改定	サービス対価Dの需要変動に伴う改定については、供用開始初年度から適用されるのかご教示下さい。	供用開始初年度から適用されます。
84	47	別紙2	(4)	ウ				需要変動に伴う改定	「各年度の収入実績が提案時から3%以上増加した場合」とありますが、比較対象となる提案時の各年度の収入は、様式10-8①において記載の当該年度における収入と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、供用開始後5年後以降より、社会状況が大きく変動し本事業に著しい影響が生じたことを事業者が証明し市が認めた場合には、協議を行うこともあるので留意してください。
85	47	別紙2	(4)	ウ				需要変動に伴う改定	各年度の収入実績が提案時から3%以上増加した場合、市は事業者に対して、増収相当額の30%をサービス対価から減額するとのことですが、第4四半期分のサービス対価で調整減額されるとの理解でよろしいでしょうか。なお、3%以上減少した場合におけるサービス対価の増額も同様です。	Y年度の収入実績と提案時の収入見込み額を、Y+1年度の4月以降に比較した後、その結果をY+1年度の第1四半期の支払いに反映します。
86	47	別紙2	(4)	ウ				需要変動に伴う改定	供用開始後5年以降より、社会状況が大きく変動(略)したことを事業者が証明し、市が認めた場合、事業者が望めば確実に協議ができることを確認させてください。	ご理解のとおりです。
87	47	別紙2	(4)	ウ	(ア)			需要変動に伴う改定	サービス対価Dの需要変動による改定の計算式における「X」は、物価変動による改定前のサービス対価Dを指すのではないのでしょうか。	物価変動による改定後のサービス対価Dを指します。
88	48	別紙1	(4)	ウ				需要変動に伴う改定	減少時の特例にある「ただし、増額金額は、提案時の収入見込み額の6%(20%×30%)を限度とする」の「20%」とは、P.39「ウ 需要変動に伴う改定」本文にある「なお・・・に比べて、・・・市が合理的に判断した場合(おおよそ2割程度)は、・・・」の「2割程度」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	「20%」は、減少幅(Z-Z')は、各年度の提案時収入見込み額の-20%を下限とすることを指します。
89	55	別紙3	(3)	エ				サービス対価の減額	ペナルティポイントによる減額割合における累計ペナルティポイントが、11～100ポイントの場合の「0.5X(%)」とは、50%の減額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ペナルティポイントを0.5倍にした数値を減額の割合に設定することを意味します。例えばペナルティポイントが66点の場合、減額割合は66×0.5=33%となります。 (公園緑地課)・0.5×ポイント数の数式のため100ポイントの場合は、50% 50ポイントの場合は、25% になります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
90	55	別紙 3	(3)	エ				サービス対価の減額	サービス対価の減額は、D、E及びFの合計金額を対象に行われるのではなく、D、EもしくはFの区分毎に行われると理解して宜しいでしょうか。	減額対象は、運営・維持管理業務に係る対価のうち、サービス対価D、E、Fに区分した上でそれぞれⅠ～Ⅲの合計を対象とします。ただし、引渡しを受けていない施設に係る運営・維持管理業務に対する対価は除きます。
91	55	別紙 3	(3)	エ				サービス対価の減額	減額対象となるサービス対価D、E及びFは、Ⅰ～Ⅲの合計ではなく該当するⅠ、Ⅱ、Ⅲの個別に計算するとしていただけないでしょうか。	入札説明書に対する質問・回答書(第1回)No90をご参照ください。
92	56	別紙 3	(3)	エ				ペナルティポイント	図で示されたフロー中たとえば「重大な要求水準未達(10)」とある部分の数字が付与されるペナルティポイントと理解してよろしいでしょうか。また、ペナルティポイントは業務毎に付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入札説明書に対する質問・回答書(第1回)No90をご参照ください。
93	57	別紙 3	(4)	イ	(イ)			要求水準を満たしていない場合の措置	この場合に留保されるサービス対価は、該当するサービス対価Fを指すとの理解でよろしいでしょうか。	支払を留保するサービス対価の内容は、要求水準未達の状況等を踏まえ市が判断します。
94								その他	現地見学会の設定がございませんが、既存施設の現状確認についてはどの様な手順で行えば良いかご教示下さい。	施設内への入室など施設管理者や利用者の了解が必要な場合においては、日程調整などを行いますので、市のスポーツ推進課(電話:0798-35-3426)まで事前にご連絡ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
1	3	第1	4	(1)		①	イ		設計、工事監理及び建設	提案期間中に、本事業の設計に関わる協議を関係行政機関等と行っても宜しいでしょうか。	提案に大きく関わる内容については可とします。
2	3	第1	5						本事業の概要	貴市の外郭団体である(公財)西宮スポーツセンター様は、競争入札の公平性担保のため、入札参加者になられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書(第1回)No19をご参照ください。
3	4	第1	5	(1)					事業対象用地	事業対象敷地面積の記載において、「テニスコート用地・・・維持管理のみ」「中屋町駐車場・・・維持管理のみ」とありますが、それぞれ「維持管理・運営のみ」が正ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を修正します。
4	5	第1	5	(2)		①	ア		整備対象敷地内	計画地南西側の青木交差点に面した角地について、正確な範囲をご教示下さい。	西宮市HP:平成30年度第3回都市計画審議会「阪神間都市計画公園の変更(西宮市決定)」について ( <a href="https://www.nishi.or.jp/kotsu/toshikeikaku/singikajoho/kaisaikiroku/h30tokeishinkiroku.html">https://www.nishi.or.jp/kotsu/toshikeikaku/singikajoho/kaisaikiroku/h30tokeishinkiroku.html</a> )をご参照ください。 また、角地の範囲について図面を提供しますので、3月11日までに市の道路計画課までメール(vo_kkouka@nishi.or.jp)にてお問い合わせください。
5	5	第1	5	(2)	※	①	ア		消防署の予定地	「青木町交差点に面した角地」の範囲をご教示下さい。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No4をご参照ください。
6	5	第1	5	(2)		①			整備対象敷地内	公共施設(消防署)の計画について、資料を開示いただけませんか。	南西角地の利用については消防署の設置を予定していますが、確定事項ではないことから資料はありません。
7	5	第1	5	(2)					本事業の施設構成	表の下部※で記載の施設等の整備のうち、②整備対象敷地外に対応する対価及びその支払方法についてご教示ください。	サービス対価A-Ⅲ及びB-Ⅲに含めて支払います。
8	6	第1	7	(1)					事業期間	I期整備対象施設の運営・維持管理が開始されるまでは、既存施設は現管理者が運営管理を行うということによろしいですか。	ご理解のとおりです。
9	6	第1	7	(1)					I期(新中央体育館等の整備運営、テニスコート等既存施設の運営)	「なお・・・早期となった場合は、I期整備対象施設の供用開始日から20年間とする。」とありますが、「なお・・・早期となった場合は、I期整備対象施設及び既存施設の運営・維持管理期間は、I期整備対象施設の供用開始日から20年間とする。」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	6	第1	7						事業期間	I期～Ⅲ期までの分類がごさいますが、例えばI期対象施設である新体育館の運営開始以前に、既存陸上競技場を解体するなど下期対象施設の工事の期間を重複して実施することは不可という理解でよろしいでしょうか。	中央体育館の避難所機能が失われぬ(継続して利用可能である)限りは、工事期間の重複は可とします。
11	7	第1	9						指定管理者の指定	事業者を指定管理者にするとありますが市が事業者指定管理業務を委託する位置づけの場合、運営・維持管理企業はSPCから再委託を受ける企業となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	8	第1	10	(2)					維持管理業務及び運営業務に係る費用負担	光熱水費や消耗品等について、開業準備期間中は貴市もしくは現行指定管理者様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	施設整備後の各整備対象施設の光熱水費や消耗品等は、サービス対価に含めて支払います。既存施設については市が負担します。
13	13	第1	14						地域経済への配慮	「市内の地元企業」とありますが、評価の対象は、本社が西宮市内にある企業に限りませんか。(支店・営業所等が西宮市内にあることでは如何でしょうか。)	本社・営業所・支店を西宮市内に有している企業とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
14	14	第1	17						事業期間終了時の施設の引渡について	大規模修繕については、市が事業期間終了後に行う旨の記載がございます。事業期間中に大規模修繕が必要と判断し、提案した場合は、市の負担で実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	機能が著しく低下し、事業運営に支障をきたすものと市が判断した場合、市は、事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認したうえで、事業者の帰責範囲を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、大規模修繕の負担割合の協議に応じるものとします。
15	15	第1	18						用語の定義	19)が抜けていますが、記載漏れではなく、20)以降の番号誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を修正します。
16	20	第2	2	(1)	3)				運営事業全体計画書の作成及び提出	運営事業全体計画書をI期整備対象施設の供用開始5ヶ月前までに提出・承認を受けるとあります。運営業務計画書と同様、3ヶ月前までとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
17	20	第2	2	(1)	3)				運営事業全体計画書	「運営事業全体計画書」を作成し、I期整備対象施設の供用開始の5か月前までに市に提出し承認を受けることとありますので、施設整備期間の内容は不要で、開業後の運営に係る計画書を作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、提出時期については、要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No16をご参照ください。
18	20	第2	2	(1)	4)				年度管理計画書	年度管理計画書の初回提出期日については、本契約締結後直ちに提出することで宜しいでしょうか。	本契約締結後、業務を開始するまでに提出してください。
19	20	第2	2	(1)	4)				年度管理計画書および年度管理報告書	年度管理報告書の記載内容について想定があればご教示ください。	本業務の目的、基本方針を踏まえ、事業者にてよりよい管理方法を計画していただき、それに基づいた結果を報告していただきます。書式・記載内容等は、契約締結後、協議によることとします。
20	20	第2	2	(2)	2)	①	ウ		書類等の管理及び記録の作成業務	「都市公園台帳の作成、保管」とありますが、都市公園台帳の作成、保管は公園管理者である貴市が行い、必要な記載事項等を事業者が貴市へ提出するものと考えますが、如何でしょうか。	都市公園台帳の保管は基本として市が行いますが、作成にあたっては、記載事項について市と協議を行って事業者が作成するものとし、整備時期にあわせて供用開始前に市に提出してください。また、台帳は事業者にて適宜更新し、年1回市に提出してください。
21	23	第3	1	(2)			ア		所在地	同要求水準書p.4所在地に記載されている住所と異なるのは、施設整備後住所を変更するという認識で宜しいでしょうか。	地番と住居表示の違いです。23ページに記載の地番に統一するよう要求水準書を修正します。
22	23	第3	1	(2)			ケ		緑化率	敷地に関する緑化基準は、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、第118条の2における緑化基準が該当すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、条例指導担当課である、みどり保全課にお問い合わせください。
23	23	第3	1	(2)			ケ		緑化率	投てき可能な人工芝は緑地として取り扱えない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	24	第3	1	(4)					施設構成の概要	「駐車場400台以上(中屋町駐車場52台…」とありますが、52台が基準でしょうか。51台が基準でしょうか。	中屋町の駐車場は51台となることを前提として計画してください。要求水準書を修正します。
25	24	第3	1	(2)	2)		イ	a	道路改良計画	「市では、市道西第715号線において、【資料一7「道路改良計画(案)】」に示すとおり道路改良工事を行う。」とありますが、貴市にて整備するとの理解でよろしいでしょうか。これに伴う公園歩道部分を事業者が整備するとの理解でよろしいでしょうか。	道路改良工事は、事業者の業務範囲となります。兵庫県警察本部との下協議により、本事業における「市の方針として」の意味合いで冒頭に記載していましたが、紛らわしい表現となっていたため、「市では、」と言う記載を削除するよう、要求水準書を修正します。
26	24	第3	1	(2)	2)		イ	a	道路改良計画	上記(No25)の続き 貴市ではなく、事業者が整備する場合は、資料7に準じた内容で整備するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
27	24	第3	1	(2)	2)	①	イ		道路改良計画	道路改良計画に伴う事業者の業務は、市道西第715号線出入口前交差点(仮)の歩道詳細設計及び歩道の施工と考えてよろしかったでしょうか。また、関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じ、本事業内で設計、協議、施工が生じる場合は設計変更の対象となると考えて宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。要求水準書24ページに記載のとおり、工事については、兵庫県警察本部と下協議を行った基本計画図をもとに、事業者にて本事業内で道路詳細設計を行い、兵庫県公安委員会と道路法第95条の2第1項の規定による意見照会を行った上で、施工するものとします。後段については、本施設の整備に関する関係機関協議により、国道171号を含む周辺道路の交差点改良や道路改築等が生じた場合は、本事業内で設計、協議、施工するものとなりますが、道路幅員構成の大幅な見直しなど大規模な道路改築が必要となる場合は、別途協議とします。
28	26	第3	1	(4)					施設構成の概要	下限値は-5%程度とする。とあるが、表中には面積表記がありません。31ページ以降の諸室の面積を-5%程度まで可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	26	第3	1	(4)					メインアリーナ	観覧席の席数について、固定席および移動観覧席の内訳は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	26	第3	1	(4)					新陸上競技場	屋根範囲は最大収容人員の20%以上であれば、平面形状は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	26	第3	1	(4)					施設構成の概要	メインアリーナで想定する競技について、要求水準書記載以外であればご教示下さい。	備品の整備等について、参考資料以上のものを想定しておりませんが、実施する競技としてはフットサル、ハンドボール、バドミントン、車いすバスケットボール等、幅広い種目が可能であることを想定しています。
32	26	第3	3	(4)					武道場	観客席200席以上とありますが、1面あたり50名の均等配置で宜しいでしょうか。	原則、4面が直線状に並んだ1室仕様の場合はご理解のとおりです。それ以外のパターンになる場合は競技団体の意見も踏まえて協議となります。
33	26	第3	3	(4)					公園施設	駐車場400台以上、駐輪場450台以上とありますが、Ⅰ～Ⅱ各期毎の最低台数の規定はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	29	第3	2	(1)	1)	④	エ		安全・防災・防犯	消防車両の進入について、消防署と十分な協議を行うこととありますが、入札期間中に協議を行っても宜しいでしょうか。	可とします。
35	29	第3	2	(1)	1)	④	カ		安全・防災・防犯	「オンサイト貯留施設」については、雨水貯留槽と同じく管理は貴市で実施されますでしょうか。	県の総合治水条例に基づく整備となるため、オンサイト施設は、事業者での管理となります。なお、協議については下水計画課を窓口とします。
36	29	第3	2	(1)	1)	④	キ		安全・防災・防犯	自衛隊の駐屯に必要な仕様としてスペース以外に電源等のインフラ設備は不要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
37	29	第3	2	(1)	1)	④	キ		安全・防災・防犯	地域防災拠点として、必要な施設は35Pに示す。防災施設のみでしょうか。その他、非常用電源、水源、燃料等の要求事項があればご提示願います。	ご理解のとおりです。記載以外の内容については、事業者の提案に委ねます。
38	31	第3	2	(2)	2)				南北の動線確保	公園内を南北に通り返られる現況動線について、Ⅰ～Ⅲ期整備期間の中で部分的に仮設通路対応とすることは可能でしょうか。	可とします。なお、整備期間中は通行者の安全確保に努め、必要な措置を取ることとし、歩行者や自転車が余裕をもってすれ違い、安全に通れる状況の確保を前提とします。
39	31	第3	2	(2)	1)				配置計画	「巨木ムクノキ(1本)」について、図示か写真の提供をお願いします。	図面及び写真については、添付の資料1をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
40	31	第3	2	(2)	1)		キ		配置計画	既存樹木の正確なプロット図及び樹種表等の記録はありますでしょうか。	記録はありません。
41	31	第3		(2)	2)		エ		南北の通り抜け動線	公園敷地内に同様の縦断できる通路を設置する場合、歩行者安全確保のため、現在、通行利用されているバイクの乗り入れは禁止しても問題ないでしょうか？	問題ありません。
42	32	第3	2	(2)	3)	①	オ、カ		子どもの遊び場 多目的広場	「約〇〇㎡以上」との記載がありますが、下限値-5%を考慮し、下記の認識としてよろしいでしょうか。 子どもの遊び場：3,800㎡以上 多目的広場：1,900㎡以上	要求水準書に記載されている数値を、下限とします。
43	32	第3	2	(2)	3)	①	オ		こどもの遊び場	ちびっこ広場は、屋外で400㎡が必須でしょうか？屋内施設として対象施設を設けた場合は、面積カウントしても問題ないでしょうか？	屋外が必要です。
44	33	第3	2	(2)	3)	①	キ		屋外多目的コート	多目的広場は、壁打ち練習場は必須とし、それ以外の施設は、公園内に分散配置しても問題ないでしょうか？	問題ありません。また、多目的広場と屋外多目的コートが隣接する必要はありません。
45	33	第3	2	(2)	3)	①	コ	c	トイレ	トイレの個所数は提案事項として理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
46	33	第3	2	(2)	3)	①	ス		公衆電話	公衆電話や災害用特設公衆電話などの移設・整備・保守等に当たっては、基本的に市で対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 移設・整備について市とNTT西日本で協議し、公衆電話の利用料金回収やメンテナンスは、NTT西日本で実施することになります。
47	33	第3	2	(2)	3)	①	ス		RT-BOX 公衆電話	災害用の特殊公衆電話については、NTT西日本様で回線利用料や通話料を負担されていると存じますが、その理解でよろしいでしょうか。また、(通常の)公衆電話の利用料金回収やメンテナンスは、NTT西日本様で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	34	第3	2	(2)	3)	②	カ	b	ロータリー機能	ロータリー機能とは、送迎対象者が一時的に乗降ができる機能との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
49	34	第3	2	(2)	3)	②	カ	b	ロータリー機能を確保する駐車場	「駐車場にロータリー機能を確保すること」とありますが、この駐車場とは、p31、2)、オの記載されている「関係者車両のみ敷地東側からの進入を可とする」のための駐車場でも宜しいでしょうか？	可とします。
50	35	第3	2	(2)	3)	③	ア		防災備蓄倉庫(屋外)	本倉庫は常設の防災備蓄専用倉庫との理解でしょうか。	常設の防災備蓄専用倉庫です。平時から発動発電機や、マンホールトイレの器具、投光器等の防災資機材を保管します。
51	35	第3	2	(2)	3)	③	ウ	a	マンホールトイレの設置個所数	災害時に避難所内のトイレが利用できると想定できる場合は、マンホールトイレの設置個所数より、避難所内のトイレ(穴数:男子小便器を除く)を減じることは可能でしょうか？	不可とします。
52	35	第3	2	(2)	3)	③	ウ		マンホールトイレ	避難所の想定収容人数の算定基準がありましたらご教示ください。	メインアリーナやサブアリーナ、武道場、会議室を避難スペースとして想定しております。想定収容人数については、部屋の面積に用途に応じた係数を掛け、その面積を一人当たり2.1㎡で割戻して算出しています。
53	35	第3	2	(2)	3)	③	キ	a	防災カメラ	防災カメラの現時点での設置想定先をご教示ください。また当該防災カメラは市による維持管理であり、事業者の業務対象外という認識で宜しいでしょうか。	体育館の屋根上などの高所への設置を想定しています。施設の完成、引き渡し後に市の予算で設置する予定のため、維持管理は事業者の対象外となります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
54	37	第3		(2)	7)	①	イ		雨水	「平成11年豪雨規模(I=73mm/h)の都市型降雨に対応した流出抑制を行うこと」とありますが、同項「カ」の【資料-12「雨水貯留槽関連資料」】では、10年確率降雨(約55mm/h)対応施設として計画するものと示されています。雨水貯留槽の規模決定は、10年確率降雨(約55mm/h)により計画するものとしてよろしいでしょうか。	雨水貯留槽は、10年確率降雨(約55mm/h)で整備するものとなります。ただし、その他の流出抑制施設(オンサイト施設や浸透施設)は、73mm/hで整備することになります。
55	37	第3		(2)	7)	①	カ		雨水貯留槽	各水路から引抜量が設定されていますが、排水先は、各同水路へ排水する必要があるでしょうか？最寄りの水路でOKでしょうか？	要求水準書・資料-12に示す施設構造要件に記載のとおりです。
56	37	第3		(2)	7)	①	カ		雨水貯留槽 ゲート設備、全体	同項「カ」の【資料-12「雨水貯留槽関連資料」】にある施設構造要件では、現況施設以上にゲートの自動運転や、流域内のポンプ場からの遠隔監視設備まで、記載がありますが、本事業で設計、工事費も含むのでしょうか？もしくは雨水貯留槽、排水ポンプ、既存管渠への接続管以外は受託後の協議事項と考えてよろしいでしょうか？	設計、施工は本事業の対象となります。維持管理は本事業の対象外となります。
57	38	第3			9)	②	ア		陸上競技場の照明	陸上競技場の照明の競技区分は特にしめされておきませんが、区分Ⅲで要求水準を満たすでしょうか？	現状から想定される主な利用想定は、サッカー等です。休日などは試合が開催されることも多いと見込まれ、種目としてサッカーを想定した区分Ⅲ以上であれば、要求水準を満たすこととします。
58	39	第3	2	(2)	11)		エ		防火樹林帯等	具体的な事例をご教示ください。(樹種、寸法、規格面積、体積等その他)	要求水準書39ページの植栽計画に則り、計画ください。
59	39	第3	2	(2)	11)		エ		植栽計画	西宮オリジナル植物は、運営・維持管理の期間にわたって、貴市から支給いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。その他条件については、要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No60を参照ください
60	39	第3	2	(2)	11)		ケ		植栽工事	西宮オリジナル植物について以下をご指示ください。 ①仕様及び数量 ②無償にて現地車上で渡しとしてよろしいでしょうか。 ③②ご回答が不可の場合、費用及び支給場所をご指示ください。	以下のとおりです。 ①仕様及び数量 ■夙川舞桜など(西宮オリジナル桜)H=3.0m C=0.21m級 ・支給上限 20本(※C=0.21m以下のものと上限40本は可能) ■エンジェルスイヤリングなど(宿根草類) VP=9.0cm ・毎年支給上限 200株程度、支給月(5月、9月、12月) ②③譲渡方法 無償での提供となりますが、次の費用負担が必要です。 ■夙川舞桜など(西宮オリジナル桜)は、西宮市鳴尾浜1丁目にある桜の苗圃より移植してください。(移植費用) ■エンジェルスイヤリングなど(宿根草類)は、花工房(鳴尾浜2丁目1-8)まで、引き取りをお願いします。(運搬費用)
61	39	第3	2	(2)	12)		オ		サイン計画	施設の至る所に現指定管理者様の名称が入ったサイン類がありますが、その撤去・処分は現指定管理者様にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。また、施設西側の出入口部分にウォーキングの看板がありますが、その移設や更新は、貴市のご負担で実施されるとの認識で宜しいでしょうか。	サイン類は、施設西側出入口に設置しているウォーキングの看板を含めて、施設解体時に撤去・処分してください。現在設置しているサイン類で移設を計画しているものはありません。
62	40	第3	2	(3)	1)		ウ		施設配置	新陸上競技場の向き・配置について、西日や風向き等、優先すべき配慮事項はございますでしょうか。	向き・配置については特に指定はありませんが、地域防災拠点としてインフィールドがヘリポートになることに留意してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
63	41	第3	2	(3)	3)	①			積載荷重	各室の積載荷重は建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房庁宮繕部監修)4.3.積載荷重によるものとして宜しいでしょうか。また②新陸上競技場及びその他の施設についても積載荷重は上記によるものとして宜しいでしょうか。	西宮市構造基準によることを原則とします。参考として添付資料2をご参照ください。なお、体育館メインアリーナについて、会場設営を重機で行ったりメンテナンスのため高所作業車を乗り入れするなど、運営・維持管理面から、基準を超える荷重が想定される個所については、実質の積載荷重に合わせて適切に設定ください。
64	42	第3	3	(3)	3)	①	ア		メインアリーナ	メインアリーナ天井高を決定する新体操の演技フロアは一面(13m×13m)と考えて宜しいでしょうか。	新体操競技用の床の設置面を考慮し、一般的な競技大会が開催できるよう設計してください。
65	43	第3	2	(3)	3)	①	ウ		メインアリーナ観覧席	観覧席は固定・移動式などで、3000席以上設置すること、となっていますが、仮設席はこれに含めてよろしいでしょうか。	仮設席は別途設置してください。
66	43	第3	2	(3)	3)	①	ウ		メインアリーナ観客席	「観覧席は固定・移動式などで3,000席以上設置すること。」とありますが仮設席を含まずに3,000席以上との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No65をご参照ください。
67	43	第3	2	(3)	3)	①	ウ		メインアリーナ観客席	「観客席は観覧席は固定・移動式などで3,000席以上設置すること。」とありますが車いす利用者の観覧スペースは席数に含みませうでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	43	第3	2	(3)	3)	①	ウ		メインアリーナ観覧席	観覧席は固定・移動式などで3000席以上設置とありますが、バスケットコート三面使用時にも展開可能とする水準でしょうか。	1面での試合開催時に3000席以上の観覧席が運用可能であれば要求水準を満たすものとなります。
69	43	第3	2	(3)	3)	①	ウ	c	移動観覧席	移動観覧席について、全体移動型およびロールバック式の内訳は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	43	第3	2	(3)	3)	①	ウ	c	移動観覧席	壁面固定型のロールバック式移動観覧席は要求水準書に記載の「移動範囲が自由に設定でき」に適合すると考えてよろしいでしょうか。	基本的には壁面と切り離された移動式観覧席のことを指しますが、ロールバック式に置き替えて提案することも可とします。
71	44	第3	2	(3)	3)	①	エ	f	武道場	競技エリアは1面あたり14m×14m以上の大きさを確保することとありますが、なぎなた競技の際の周辺の余地が2m以下となりますが、余地は1mでも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	45	第3	2	(3)	3)	①	コ		管理事務室	スポーツネットにしのみやの環境整備に必要な回線、機器仕様についてご提示願います。	地域イントラネット回線を使用し、市より以下の機器を貸与します。 ・一体型パソコン 2 ・ノートパソコン 1 ・帳票印刷用プリンタ 2 ・スイッチングハブ 1 ・磁気カードリーダー 2  なお、地域イントラネット回線に関することは、NTTビジネスソリューションズ株式会社にお問い合わせください。 【担当】 NTTビジネスソリューションズ株式会社 関西支店 ITビジネス部 第一ビジネス部門 第三ビジネス担当 〒650-0024 神戸市中央区海岸通11番 神戸中央ビル5F TEL 078-393-9354
73	46	第3	2	(3)	3)	①	コ	h	管理事務室	スポーツネットにしのみやの開業日が4月1日であれば、4月1日が開業準備期間であっても、回線使用料について事業者の負担は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	予算編成の都合もあり、できるだけ早い時期(前年度9月頃)に通知が必要です。
74	47	第3	2	(3)	3)	①	ソ		エントランス	スポーツネットにしのみやが利用できるKIOSK端末に必要な回線、機器仕様についてご提示願います。	地域イントラネット回線を使用し、市より以下の機器を貸与します。 ・スタンド型1台



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
75	48	第3	2	(3)	3)	②	ア		トラック・インフィールド	ヘリポートの夜間利用の照明設備について照度、器具、制御の仕様をご提示願います。	ヘリポートの夜間利用の照明設備等については、「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」に記載の基準を遵守し、また、施設の平時利用に支障がない設備や機器等を検討してください。
76	48	第3	2	(3)	3)	②	ア		トラック・インフィールド	ヘリポート設置の制約条件等について、「航空局基準書」を遵守する以外に制約条件はありませんでしょうか。	特にありません。
77	49	第3	3	(3)	3)	②	ク		その他観覧スペース	西宮市都市公園条例に規定される運動施設率に影響がない配置・構造とすることと記載がありますが、具体的な内容は入札参加中に関係機関と協議を行っても宜しいでしょうか。	可とします。
78	50	第3	2	(3)	4)	②	イ		耐震性能	公共建築物構造設計の用途係数基準による用途係数区分1.25についての質問です。 ①1.25は2次設計を行う場合は1次設計では適用しなくてもよいと考えて宜しいでしょうか。 ②官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説P25においてもⅡ類の2次設計の重要度係数が1.25となっていますが、公共建築物構造設計の1.25と官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説の1.25は同時に割り増しを行わない(1.25×1.25=1.56倍ではない)と考えて宜しいでしょうか。	①については、一次設計にも採用します ②については、可とします。
79	50	第3	2	(3)	4)	②	イ		耐震性能について	「用途係数区分は、1.25とする」とあるが、一次設計時および二次設計時のいずれにおいても採用されるのでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No78をご参照ください。
80	50	第3	2	(3)	4)	②	イ		耐震性能について	基礎構造においても用途係数区分を1.25とする必要があるのでしょうか。	建築基準法他の法令の規定によるものであれば可とします。
81	51	第3	2	(3)	5)			カ	積載荷重について	積載荷重として建築基準法施行令第85条に示される数値よりも大きな値を採用する必要がある個所があれば、場所とその値をご指示願います。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No63をご参照ください。
82	51	第3	2	(3)	5)			カ	床の仕様について	居住性能として振動性状に配慮する居室があれば、場所と必要なクライテリアをご指示願います。	事業者の提案に委ねます。
83	52	第3	3	(3)	6)	①	シ		基本的事項	テニスコート内に設置される監視カメラは、現在どこで監視できる状況となっているのでしょうか。	中央体育館受付です。
84	53	第3	2	(3)	6)	③	コ		受変電設備	非常用発電機設備等は、燃料を軽油として、とありますが、ガス等の提案も可能でしょうか。	災害時に必要な箇所に電源を送ることを想定しており、災害で供給が途絶えないことを条件としている為、原則不可とします。
85	54	第3	3	(3)	6)	⑥	エ		情報通信設備	「西宮市の公衆無線LAN事業」について、提携企業や経費等の性を教えてください。	特にありません。
86	54	第3	3	(3)	6)	⑥	オ		情報通信設備	「プロスポーツ大会・公式戦開催のための情報通信環境」とは、具体的に何をイメージされていますでしょうか。	テレビやインターネットでの中継がスムーズかつ迅速に構築できること等を想定しています。
87	54	第3	3	(3)	6)	⑦	エ		放送設備	「緊急告知ラジオの管理」については記載されていますが、「緊急地震速報の管理」については記載されていません。これは緊急地震速報のランニングコストは、貴市が負担されるということでしょうか。	緊急地震速報については、緊急告知ラジオと連携して実施する場合は、ランニングコストは発生しません。
88	61	第4	1	(6)			ア		業務責任者及び管理責任者	業務責任者の業務は、建設期間中の統括管理責任者の業務と重なるため、統括管理責任者が兼務してもよろしいでしょうか。	兼務は不可です。
89	64	第4	4	(1)	2)	⑤	エ		実施設計の変更	建築概要等を説明する説明会を開催することと記載がありますが、実施設計の変更内容の説明会ではなく、実施設計に基づく建物概要等の説明会を1度行うものと考えて宜しいでしょうか。また説明会の内容は実施設計変更内容の説明ではなく、実施設計に基づく建物概要等の説明と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
90		第4							郵便ポスト	施設整備時に、現在設置されている郵便ポストの移設等は事業者の業務対象外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、移設時期等、市と事前に協議が必要です。
91	66	第4		(2)	2)	①	コ		建設工事等	日曜、祝日の作業についても、土曜日作業同様市の了解及び周辺住環境に配慮したうえで、作業できることをお認め下さい。	作業工程上、やむを得ず、土日祝日を挟んで連続しての施工が必要となる場合を除き、原則として認められません。
92	67	第4	4	(2)	2)	⑥	ア		既存施設利用者への配慮	建設工事期間中に特別な配慮が必要な大規模なイベント等の予定があれば、情報をご提示いただく事は可能でしょうか。	選挙執行時に協議をさせていただく他、大規模な大会については適宜情報提供させていただきます。
93	68	第4	4	(2)	3)	②			近隣調査・準備調査等	家屋調査に関する記載がありませんが、工事費を含む家屋調査費はないものと考えてよろしいでしょうか。 また、家屋調査が必要な場合は調査費が算出できる資料をご提示願います。	事業者の提案に委ねます。実施が必要と認める範囲について適切にお見積りください。
94	71	第4		(2)	6)				建設業務等における提出書類	本事業は性能発注であるPFI事業であることから、資料-19を参照の上、提出書類、書類の仕様についてご協議下さい。	原文のとおりとします。
95	71	第4		(3)		②			解体・撤去工事の範囲	「解体・撤去工事は計画地内の全ての建物(…、什器備品等を含む)、…」とありますが、他地公体での案件では、地公体が什器・備品の処分を事業者委託することについては、廃掃法他、関連する通達より、排出者の地公体と処理を行う一般廃棄物処理業者間での直接契約に見直した事例があります。また、建設業団体公表のQAIにおいても、「解体工事における什器備品の処理責任は建築物の所有者」とされていますので、解体・撤去範囲から「什器備品」の削除をお願いします。	処理責任は最終的に市が負うこととなります。したがって、必要な契約においては、排出事業者である市が契約主体となり、収集・運搬・処分等に係る費用は、事業者が負担することとします。
96	72	第4	2	(3)		②			解体・撤去工事の範囲	「解体・撤去工事は計画地内の全ての建物(…、什器備品等を含む)…」とありますが、事業者が廃棄物処理業の許可を有しているか否かにかかわらず、市が什器・備品の処分を事業者委託することについて、廃棄物の処理および清掃に関する法律には抵触しないことを、市が事前に確認済であると理解して宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質疑・回答(第1回)No95をご参照ください。
97	72	第4	2	(3)		②	ア		事業対象用地	(要求水準書p72) 「解体・撤去工事は計画地内の全ての建物(杭、基礎、什器備品等を含む)」とありますが、残置物に有用性がある場合や技術的に撤去不可能な場合は関係機関と協議の上、残置しても宜しいでしょうか。	残置は不可ですので、原則、解体・撤去となります。なお、計画敷地外の地下埋設物等についても、本事業に関して発生する場合は、撤去の対象とします。
98	72	第4		(3)		③	ク		解体・撤去工事の留意事項	「なお、処分費用は、現地及び既存図面等から読み取れるもの(ボード類等含む)及び事前調査結果によって処分が必要とされた範囲に関しては、PFI事業の範囲内で実施する工事として事業者が負担するものとする。」とありますが、入札提案時における見積については、「現地及び既存図面等から読み取れるもの(ボード類等含む)」での算定となります。事業開始以降に行う「事前調査結果」により判明したものについては、別途貴市とご協議頂けますようお願いいたします。	要求水準書及び契約書(案)のとおりです。
99	73	第4	2	(4)		①	ア		工事監理者の配置	当該項目に示されている「土木工事」とは具体的に何を指すでしょうか。 また、建築工事と土木工事が同時に発生する場合、建築工事で常駐の工事監理者を配置すれば、土木工事の工事監理者は非常駐でも可との理解でよろしかったでしょうか。	前段について、「土木工事」とは、入札公告文P9及び入札説明書13ページに記載されている、公園施設工事全般を指します。 後段について、土木工事の工事監理者は、『土木設計業務等委託必携』内にある「現場技術業務委託 共通仕様書」に準拠して工事監理を行って下さい。 また、合わせて入札公告文、入札説明書及び要求水準書を修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
100	74	第4	2	(5)					事業者備品	「自主事業に必要な備品を含む」とありますが、必須備品・提案備品・市持込備品をスポーツ教室等の自主事業に活用することは可能とということによろしいですか。	器具使用料が設定されている必須備品、提案備品については、使用料を支払えば活用することは可能です。また、市持込備品については、原則として、使用不可とします。
101	74	第4	2	(5)					備品の区分	P123に「民間提案施設を新中央体育館に合築する場合の整備費については、新中央体育館の整備費に含める」とありますが、民間提案施設を新中央体育館に合築する場合の当該民間提案施設に設置する備品については、提案備品に該当するということによろしいですか。	民間提案施設に設置する備品は事業者備品の扱いになります。
102	74	第4	2	(5)					備品の更新	必須備品・提案備品について、事業開始後に買い替え等が必要となった場合、その費用については別途貴市より支出いただけるという解釈でよろしいでしょうか。	更新に要する費用についてはサービス対価に含めて提案してください。
103	74	第4	2	(5)					備品の取得	事業開始後に新たな備品の取得が必要となることも想定されますが、その費用については別途貴市より支出いただけるという解釈でよろしいでしょうか。	新たな備品の取得に要する費用についてはサービス対価に含めて提案してください。なお、提案備品については、事業者の提案により、事業期間中に見直し変更することも可とします。
104	74	第4	4	(5)				ウ	既設リース品	現在既設リース品があれば、その機器と、機器設置者(貴市、指定管理者様など)、残存期間、および年間リース料をご教示頂けますでしょうか。	<p>現在リース品は以下のとおりです。</p> <p>①市設置 ・自動体外式除細動器(AED)[中央体育館1台]: 23,464円(令和2年3月末まで) ※リース期間5年(令和2年度より5年リースで契約予定)</p> <p>②指定管理者設置 ・駐車場機器[河原町]:134,524円(令和2年度まで) ・駐車場機器[中屋町]:99,792円(令和2年度まで) ・防犯カメラ[河原町]: 9,072円(令和3年度まで) ・コピー機:80,028円(令和5年度まで)</p> <p>なお、リース物品については、本事業の事業者への引継ぎは行いません。</p>
105	79	第5	2	(2)	1)			カ	開業準備業務の実施	「スポーツネットにのみや」のシステム変更や改修費用については、市の指定業者との調により事業者が採配することが難しいため、定額を提示または見積書を開示いただけないでしょうか。	現システムに新中央体育館等本施設を組み込む費用は株式会社ニッセイコムにお問い合わせください。また、事業期間中のシステム改修・更新費用は、事業者固有の改修・更新を除き、市負担とします。
106	79	第5	2	(2)	2)			イ	予約受付の開始	一般専用の予約受付方法の参照先は、第7-3-(3)-6)の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
107	80	第5	2	(3)	2)				開館記念イベントの実施	開館記念イベントは、新中央体育館に供用開始時に限られるものであり、新陸上競技場の供用開始時には、同様のイベントの実施は求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、公園全体の供用開始時に、グランドオープンを記念してイベントを実施することは可とします。
108	81	第6	1	(3)					業務の対象範囲	中屋町駐車場について、修繕・更新業務が含まれています。再整備を要求水準としていないため、設備の劣化状況が判断できず、修繕・更新の計画が立てられません。再整備を行わない範囲については、修繕・更新業務の対象外とするか、事業者が負担する修繕等経費の上限を設定するなどの措置を御検討いただけないでしょうか。	中屋町駐車場は、市にて、H30年度に外周(一部)のブロック塀・フェンスを改修を実施し、事業者が維持管理を開始するまでに利用に支障をきたす場合などは適宜修繕を実施します。本事業では中屋町駐車場の大規模修繕は想定せず、利用に支障をきたさない程度に修繕を行うものとして事業者の負担とします。
109	81	第6	1	(3)					業務の対象範囲	表中※2の補足文章が脱落していますので、表記願います	※2は誤植です。81ページの表中、修繕・更新業務の※及び※2は削除します。
110	81	第6	1	(3)					業務の対象範囲	修繕・更新業務に関する※2の記載がございませんので、内容について御教示ください。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No109をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
111	81	第6	1	(3)					業務の対象範囲	植栽維持管理業務につき、「事業対象敷地内全体」とありますが、公共施設(消防署)の敷地については業務対象から除外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	81	第6	1	(3)					業務の対象範囲	※2の説明をご教示ください。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No109をご参照ください。
113	83	第6	1	(11)					保険	「事業者は、運営・維持管理期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。」との記載のうち、「事業者」とは、「SPC」であるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	83 83 88	第6	1 1 2	(7) (8) (4)	2)		エ エ エ		仕様 修繕・更新 各種管理台帳の 作成、記録	「変更箇所を反映」とありますが、整備当初の設計図書や完成図書、あるいは竣工図の記載を改める(書き換える)ことは、不可あるいは現実的ではないと存じます。 「反映」とは、【修繕・更新により変更となった後の新しい図書・図面を、修繕等の履歴とともに併せ持っておき、整備当初の図書や図面には但し書きを付しておく等で変更したことがわかりやすい状態にしておく】、という理解でよろしいでしょうか。	変更された箇所を明確にしておくための措置ですので、事業者の最適な提案に委ねます。
115	84	第6	1	(12)			ア		事業期間終了時の要求水準	「少なくとも事業期間終了後1年以内は～修繕・更新が必要とならない状態を基準」とありますが、法令等により修繕・更新の周期が定められているものについては、LCC低減の観点からも、当該基準の例外として認識してよろしいでしょうか。	法令等により機器の更新周期が定められているものについては、事業期間終了後1年以降となるよう計画してください。なお、保守による小部品の取替え等の軽微な作業の場合は例外とします。
116	84	第6	1	(11)					保険	火災保険の付保については、市内の既存施設にて付保されている保険があると思慮します。施設所有者である市で付保されることをご検討ください。	市は全国市有物件災害共済会の保険に加入しますが、事業者の業務上の失火による損害に起因して第三者が保険金を市に支払った場合の求償に備えるため、保険の付保を求めます。
117	84	第6	1	(11)					保険	火災保険の付保が義務であるとされている一方、市が付保と同等の効果がある手法について提案があった場合には付保義務を免除するとの記載があります。入札時には、上記提案をした場合、提案が採用されなければ要求水準未達リスクが生じるため、いずれかの条件に合わせるよう変更して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
118	84	第6	1	(11)					保険	事業者によって付保と同等の効果がある手法について提案があった場合とありますが、例えばどのような手法を想定されておりますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
119	84	第6	1	(11)					保険	火災保険の付保を求められておりますが、当該保険は施設所有者が付保することが一般的な考え方と想料します。当該付保要求の削除、または事業者資産(業務受託企業資産)の範囲に限定するなどの修文を御検討いただけないでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No116をご参照ください。
120	85	第6	2	(2)					第三者への委託	構成員である運営・維持管理企業がSPCから再委託を受けると解釈した場合、第三者への委託は貴市から見れば再々委託となるのでしょうか。	市は、SPCを指定管理者に指定しますので、SPCから委託を受けた運営・維持管理企業が一部業務を第三者に委託する場合は再委託となります。
121	85	第6	2	(1)	1)		イ		業務責任者	「施設管理責任者」は、SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員、とありますが、維持管理業務の全体を把握しているならば、「SPC、運営業務又は維持管理業務を担う企業が直接雇用する正社員又は契約社員」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「施設管理責任者」は、「SPC又は維持管理業務を担う企業が～」と修正します。
122	85	第6	2	(1)	1)		イ		業務責任者	「SPC又は維持管理企業を担う企業」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No124をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
123	85	第6	2	(1)	1)		イ		業務責任者	施設管理責任者は「SPC又は運営業務を担う企業」からの選任とされておりますが、維持管理企業からの選任も可として頂けないでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回) No121をご参照ください。
124	85	第6	2	(1)	2)		イ		業務担当者等	有資格者の配置について、防火管理者など、維持管理業務または運営業務を担ういずれかの企業が適切に配置すれば要求水準に足ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	88	第6	3	(1)	1)				業務の目的	「80年以上の使用を想定」とありますが、維持管理業務の具体的な策定が難しく、恐れ入りますが、他事例をお持ちであればご教示ください。	文科省では現在、鉄筋コンクリート造の学校施設を予防保全を前提として耐用年数80年を目標に長寿化の方針としています。本施設についても同様に、建物の躯体に大きな損傷がでる前に予防保全的に維持管理を行うことを基本とした計画としてください。
126	89	第6	3	(2)	3)	②			法定点検	非常用発電機の定期点検について、現在の点検方法や頻度をご教示願います。(負荷点検や模擬負荷点検等)	非常用発電機については、年1回、外観からの点検、負荷運転を行っています。なお、負荷運転の最終実施年月は令和元年9月です。
127	89	第6	3	(2)	3)	③			定期点検	エレベーターの定期点検については、メーカー系保守会社によるフルメンテナンス契約が必須となりますでしょうか。	メーカー系の保守点検は必須とし、フルメンテナンスについては法令等の遵守を条件として事業者提案とします。
128	90	第6	3	(3)	2)				テニスコート	備品に限らず人工芝も対象となるのか	人工芝は、屋外運動施設として扱い、建築物保守管理業務の対象とします。
129	90	第6	3	(3)					備品保守管理業務	備品については運営業務において貸出するものが多く含まれます。当該業務は運営業務担当企業が実施しても支障がないと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
130	92	第6	3	(4)	3)	③	エ	b	防災施設	防災行政無線屋外拡声子局にかかる電気料金の、これまでの実績をご教示ください。	これまでの実績から350円(税込)/月を見込んで提案してください。
131	93	第6	3	(6)	1)	①			施設清掃業務	「施設的美観と衛生を保つこと」とありますが、現在の体育館や武道場の清掃美観レベルを維持できれば良いということでしょうか。	新設された施設として、経年劣化を除き、常時、清潔で高い水準の快適な環境を維持し、全体的に良好な状態を維持することをいいます。
132	94	第6	3	(6)	1)	③			ごみ処理業務	現在のごみや資源物等の処分量をご教示ください。	可燃物は1日約40kg、粗大ごみは年1回、4トン車1台分程度です。
133	96	第6	3	(9)	3)				修繕・更新業務	「一時期に全面的に修繕する行為は「大規模修繕」とし、本事業では想定しない。」との記載がございますが、適切に管理を実施したにもかかわらず、性能を維持するため事業期間中に「大規模修繕」が必要となった場合は、市にて実施いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回) No14をご参照ください。
134	96	第6	3	(9)					修繕・更新業務	軽微な修繕は各保守管理業務とするとありますが、建築物保守管理・建築設備保守管理・備品保守管理の各業務に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	保守を目的とした周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業は、各種保守管理業務に含めてください。
135	96	第6	3	(8)			エ		警備業務	実施方針時の要求水準書案より記述が変更されておりますが、日中も常時警備員を配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	96	第6	3	(8)					警備業務	実施方針時資料から、大会・イベント催事の記述が無くなっておりますが、興行主・主催者と事業者が事前に警備体制の詳細について打合せを行い、事業者の責任において防犯・防災対応を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	97	第6	3	(9)	3)		エ		修繕・更新の考え方	「大規模修繕は想定していない」とありますが、本事業の業務対象外とし、日常修繕・更新を行い要求水準を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回) No14をご参照ください。
138	97	第6	3	(9)	4)	②			修繕・更新業務	実施方針時資料から、人工芝・照明の設備更新に関する要求記述が削除されておりますが、大規模修繕にあたりと想定され削除されたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
139	100	第7	1	(6)					事業者の収入	選挙等の開票所として使用する場合、どの程度期間において事前に予約いただけるのでしょうか。	議院解散や首長辞職などの突発的事由による場合は事前把握が困難です。選挙期日が決定した場合、できる限り速やかに連絡いたします。ただし、直前で変更される可能性もあります。参考として、選挙期日の決定日～選挙期日が最も短くなった衆院選の場合、選挙期日20日前に決定しています。また、任期満了に伴う選挙については、先行予約調整会議までに選挙管理課と調整し、複数の候補日を予約しています。
140	100	第7	2	(1)	1)		ウ		総括責任者(館長)	代理の者を選任するにあたっては、その者もS PC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員であることとしますか。	直接雇用の正社員が望ましいですが、一時的であれば、直接雇用する正社員でなくても可とします。
141	101	第7	2	(1)	2)		ア		業務責任者	「施設運営責任者」と「自主事業責任者」の同一人物による兼任は可能でしょうか。	館長以外の者が施設運営責任者と自主事業責任者を兼務することは可とします。
142	101	第7	2	(1)	2)		オ		業務責任者	代理として定めた人員を配置にあたっては、S PC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員又は契約社員であることとしますか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No140をご参照ください。
143	101	第7	2	(1)	3)		エ		業務担当者	防火管理者は、資格を有する運営業務を担当する従業員にて選任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、適切に施設を管理できる場合においては、維持管理業務を担当する者でも可とします。
144	105	第7	2	(9)					保険	維持管理業務、および運営業務の両方に火災保険が記載されていますが、区別して付保することを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	通常、一括で加入されることと想定しています。
145	108	第7	3	(3)	2)				利用形態	選挙の開票所としてメインアリーナ等を優先利用されることとありますが、同日にメインアリーナ等で興行やイベントを企画しており、延期や中止が難しい場合は、優先利用を別の場所にしていただく等、貴市のご配慮を頂戴できませんでしょうか。	選挙の執行が最優先となります。そのうえで、代替措置について協議には応じますが、対応できるかは保証できません。なお、要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No139もご参照ください。
146	109	第7	3	(3)	3)				表3 利用形態と利用施設	メインアリーナでの一般開放は行わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	110	第7	3	(3)	5)				先行予約利用及び事業者提案利用の考え方	市の先行予約利用通知が前年度9月、日程調整会議が毎年11月上旬とのことですが、大型の興行・イベントの場合は、別途貴市と事業者とで協議させていただけますでしょうか。	大型の興行・イベント等については別途協議に応じます。
148	110	第7	3	(3)	6)				一般団体利用予約の考え方	事業者固有の改修費用でなければ、事業者の負担は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	114	第7	4	(2)	2)				駐車場等 利用料金	駐輪施設設置の場合、市との協議の上有料化が認められておりますが、当該協議とは、市にて有料化に相当する設備設置の有無を確認されるという主旨でしょうか。	有料の範囲、利用料金の設定についての協議となります。
150	114	第7	4	(2)	2)				利用料金	無料券に代わり、認証機等の割引可能な機器の利用としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
151	114	第7	4	(2)	2)				利用料金	現在、市の公用車への無料サービス頻度と金額をご教示ください。	現在、体育館を所管しているスポーツ推進課職員が駐車場を公用で使用しているケースが多いです。1年間平均して、週10台程度、駐車時間は訪問内容によりますが、短いときは1時間程度、長いときは終日駐車します。
152	114	第7	4	(2)	3)				駐車場運営	現在、第二駐車場(中屋町駐車場)にはどのように大型車を入庫させるのでしょうか。(屋根があり入口から入庫しづらく感じます。)	中屋町駐車場は大型車は駐車できません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
153	114	第7	4	(2)	3)		カ		放置車両	自動車・自転車が放置された場合、個人情報保護法から事業者では所有者が分からない(警察に問い合わせても事業者には開示いただけない)、事業者が他人の所有物を撤去処分するのは法令違反となりかねない等、事業者では対応が困難です。このため、貴市のルール・貴市の経費負担に基づき、貴市と協議しながら放置車両対策を進めさせていただきませんか。	自転車・自動車の撤去処分の費用については原則事業者負担としますが、協議には応じます。
154	116	第7	4	(2)	4)		ウ		駐車場混雑緩和のための駐車場金の増額	観客が非常に多い大会など駐車場満車が予想される場合、事前許可性・期間を限定した駐車料金の増額(特定日割増)が可能とのことですが、条例による規定金額を超えた設定も可能との理解でよろしいでしょうか。	駐車場使用料は条例の範囲内での運用になりますが、特定日割り増しなどについては協議とします。具体的には要求水準書の資料26をご参照ください。
155	116	第7	4	(4)	1)		ア		市等が主催する大会・イベント	現時点における想定(提案書提出時の提案条件:回数・日数/年、来場者見込数)をご教授願います。	過去の実績を踏まえ、事業者にてご提案ください。なお、過去の実績データを提供しますので、3月11日までにメール(vo_k_shatai@nishi.or.jp)にてお問い合わせください。
156	120	第7	4	(8)	1)		エ		目的外使用料の算出	目的外使用料の算出について、その具体的な算出方法をご教示いただけますでしょうか。	行政財産目的外使用料は、西宮市行政財産使用料条例第3条に基づきます。 ■ケース1 土地の一部を使用する場合(月額) 土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000(円未満切捨て) ■ケース2 建物(複数階)の一部を使用許可する場合(月額) 建物推定時価÷建物全体面積×使用面積×5/1000(円未満切捨て)+土地推定時価÷建物全体面積×使用面積×2.5/1000(円未満切捨て) ■ケース3 建物(平屋建)の一部を使用許可する場合(月額) 建物推定時価÷建物全体面積×使用面積×5/1000(円未満切捨て)+土地推定時価÷土地全体面積×使用面積×2.5/1000(円未満切捨て)  なお、貸付料は、西宮市公有財産規則第31条に基づきます。 ■建物(複数階)の一部を使用許可する場合(月額)  建物固定資産仮評価額÷建物全体面積×使用面積×4/1000(円未満切捨て)+土地固定資産仮評価額÷建物全体面積×使用面積×4/1000(円未満切捨て)
157	120	第7	4	(8)	1)		エ		目的外使用料	市が定める規定をご教授願います。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No156をご参照ください。
158	120	第7	4	(8)	1)		エ		基本的な考え方	「事業者が、売店等の運営、…目的外使用であるため、市が定める規定に従い使用料を市に納入すること。」とされておりますが、P.122の「表6 使用料等の考え方」では、不要となっている箇所があります。表6を正として宜しいでしょうか。	体育館等公共エリアの共用部分及び民間提案施設エリアについては、行政財産目的外使用料が必要です。体育館等公共エリアの管理事務室で実施する場合は、使用料は不要です。 なお、要求水準書122ページ表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
159	120	第7	4	(8)	1)		エ		基本的な考え方	自動販売機の設置箇所について、特段の制限はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	121	第7	4	(8)	5)	②	ア		ネーミングライツ	ネーミングライツの対象は本施設のみであり、自主事業にて単発イベントを行う場合の冠スポンサーからの収入は納付の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	121	第7	4	(8)	5)	②	ア		ネーミングライツ	ネーミングライツの募集時期については事業者の提案に委ねるとありますが、I期整備対象施設の建設期間中にネーミングライツスポンサー企業を募る事も可能かご教示下さい。	可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
162	121	第7	4	(8)	5)	②	エ		ネーミングライツ	ネーミングライツ導入の場合に必要な事業用地外の看板数や、案内図等の表示変更必要箇所数を、ご教授願います。	事業者の提案に委ねます。
163	122	第7	表6	4	(8)	5)			表6 使用料等の考え方	目的外使用料の㎡単価をご教示下さい。	土地・建物推定時価・固定資産仮評価額によるため、現時点では未定です。 表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
164	122	第7	表6						エリアの区分	「左記以外のエリア」とは、民間提案施設以外の全域を指すという理解でよろしいですか。	市が整備するエリアから民間提案施設エリアを除いたエリアです。 表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
165	122	第7	表6	1	(3)				表6 使用料等の考え方	新中央体育館で飲食物等提供を実施する場合で伺います。 運営企業が運営業務(のうち自主事業)として実施する場合は貴市への目的外使用料が発生せず、民間提案施設企業が民間提案施設として実施する場合は目的外使用料が発生すると理解しております。 その認識でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。 表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
166	122 123	第7	表6						使用料等の考え方 ア、イ	民間提案施設エリアでの業務を提案する場合がありますが、表に記載の民間提案施設エリア(合築)と左記以外の区別を想定できないと考えます。具体的にどのような事例を想定しているのでしょうか。	表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
167	122 123	第7	表6						使用料等の考え方	民間提案施設エリアでの業務を提案する場合の表6ですが、表6の表現を読み解いていくと、「合築か合築でない場合」と読み取るのか、「民間提案施設とそれ以外」と読み取るのか、意図が不明な点が見られます。齟齬の内容に理解するためにも、今一度整理いただけないでしょうか。	表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
168	123	第7	表6						民間提案施設エリア	民間提案施設エリアとは、新中央体育館において事業者が自主事業を実施するために本要求水準書で定める新中央体育館の諸室とは別途、任意で整備するエリアとありますが、民間提案施設エリアで実施する飲食物等提供業務やスポーツジム等運営業務などの事業は、自主事業かつ民間提案施設業務の両方に該当するという理解でよろしいでしょうか。	自主事業として実施する業務は、自主事業にのみ該当します。
169	122	第7	表6						表6 使用料等の考え方	「市が承諾した場合、事業期間中に業務内容を変更することは可能とする」とありますが、例えば「複数の自主事業を展開し、不採算の自主事業のみ継続を断念することは許容される」という理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設エリアにおいて、自主事業の継続を断念することを認めます。使用料については表6を参照してください。 なお、表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
170	122	第7	表6						合築・別築	合築と別築で考え方に違いがある場合、民間提案施設エリア(別築)の場合をお示しいただけますでしょうか。	表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
171	122	第7	表6					ウ～ コ	目的外使用料	民間提案施設エリア(合築)の業務項目ウからコについて目的外使用料の納付が不要とあります。表の上の文章では「事業期間にわたり当該民間提案施設エリアを使用し、目的外使用料を納付すること」と記載がありますが、この解釈についてご説明いただけますでしょうか。	占有面積にかかる行政財産目的外使用料(庁舎敷の使用料)・貸付料を納付すれば、そのエリア内でウからコの事業を行ったとしても、2重徴収しないということです。 なお、表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
172	122 123	第7	表6	エ			エ		使用料等の考え方 スポーツジム等 運営業務	民間提案施設エリア(合築)での運営は市への納付は不要とあります。逆にそれ以外の場所では設置を認めない事となっています。新中央体育館との合築以外では実施できない意図をお聞かせください。	例えば、体育館等公共エリアにある会議室でスポーツジムの実施を認めるとなると、行政財産目的外使用料・賃付料より安価である条例で定められた施設使用料を支払うとスポーツジム運営を実施できることになり、採算が合わなければ即事業撤退が可能で、結果として市の負担で、スポーツジム運営スペースを整備することになりかねないため、実施不可としました。 なお、公共施設と別築する民間提案施設では、公園施設等運営業務を実施することはできません。 また、表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
173	122	第7	表6				コ、サ		広告料 ネーミングライツ	公告・ネーミングライツの獲得活動に係る経費を考慮すると、市への収入50%の納付金は募集額の高額化を招き、公告・ネーミングライツの獲得の妨げとなります。 市への納付割合についてご再考頂きますようお願いいたします。	原文のとおりとします。
174	122	第7	表6				サ		ネーミングライツ	収入の50%の市への納付について再考いただけますでしょうか。 過去に西宮浜総合公園のネーミングライツについて応募がなかったことに鑑みても、50%という数値は民間による購入意欲低下に繋がりが、ひいては購入者が現れないことが想定されます。	原文のとおりとします。
175	124	第8	1	(3)					整備の基本方針	設置許可期間は10年以内、以降1年ごとの更新により最長20年まで更新可能とありますが、20年間を前提とした事業提案をすることは可能でしょうか。その場合、10年目以降は単年更新であるが、20年間設置管理許可を受けることは可能でしょうか。(10年目以降で設置管理許可を受けられなくなる可能性はあるでしょうか。)	前段については、可能です。 後段については、原文のとおり、設置管理許可の更新を希望する場合は、市と協議の上、10年目以降は1年毎の更新により事業期間終了まで更新することができます。
176	124	第8	1	(3)			ア		整備運営の基本 条件	西宮市都市公園条例と同施行規則の記載を確認すると、使用料について、「当該公園施設の復成価格、耐用年数、経過年数、維持保存の状況、利用効率等を考慮して評定した1平方メートル当たりの額に1000分の5を乗じて得た額」というような記載があり、明確に出来ないため困惑しております。 明確化のため、基準値、参考値、モデルケース等をお示しいただけますでしょうか。	西宮市行政財産使用料条例に準じます。要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No156のケース1をご参照ください。
177	124	第8	1	(1)			ア		整備の概要	民間提案施設については、「西宮市都市公園条例」、「西宮市行政財産使用料条例」、「西宮市運動施設条例」のいずれかが適用されるものと考えますが、新中央体育館と合築の場合または別築の場合、そして提案業務内容に応じて、どの条例が適用されるか、いくらの支払いが必要となるのかを読み取りづらいです。 当該部分の考え方について、再度詳細にお示しただけないでしょうか。	運動施設と合築する場合は、行政財産使用料条例・公有財産規則の適用を受け、民間提案施設を単体で設置する場合は、都市公園条例の適用を受けます。 なお、表6については、令和2年2月末までに、要求水準書とあわせて修正して公表します。
178	124	第8	1	(3)			イ		各条例の適用	民間提案施設について都市公園条例の適用を受ける場合と行政財産使用料条例の適用を受ける場合の違いをご教示いただけますでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No177をご参照ください。
179	124	第8	1	(3)			イ		整備運営の基本 条件	西宮市行政財産使用料条例の記載を確認すると、使用料について、「土地の使用にかかる使用料の月額。当該使用面積に対応する本市の公有財産台帳価格を基準とし、近傍類似地の固定資産評価額および使用の態様等を考慮して評定した適正価格に、1000分の2.5を乗じて得た額」というような記載があり、明確に出来ないため困惑しております。 明確化のため、基準値、参考値、モデルケース等をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No156をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
180	124	第8	1	(3)			イ		整備・運営の基本的条件	民間提案施設エリアを新中央体育館内に設ける(合築する場合)においては、設置期間は事業期間の範囲内で任意に定めることが可能との理解でよろしいでしょうか。西宮都市公園条例に基づく設置管理許可が不要となり、設置期間について原則10年間の拘束はなくなると理解しております。	設置期間は1年毎の更新となりますが、事業期間20年間は、事業を実施していただきます。任意に定めることはできません。なお、期間中であっても、目的外使用許可条件に反する場合は、許可の取消を行います。また、貸付契約による場合は、貸付期間は5年毎の更新となり、事業期間20年間は、事業を実施していただきます。
181	124	第8	1	(3)			イ		民間提案施設の設置場所	西宮市行政財産使用料条例の適用を受ける場合とありますので、体育館等の公共施設内のスペースに設置することも可能で、その場合は行政財産の目的外使用として使用料を支払う(要求水準書123ページの通り民間提案施設エリアに該当し、建物の区分所有ではない)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	124	第8	1	(3)					整備運営の基本条件	業務の実施年数は事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	民間提案施設(別築)は任意であることから実施年数については事業者の提案によるものとします。ただし、体育館等の公共施設と合築する場合は20年間の事業期間で実施するものとします。
183	124	第8	1	(3)					整備運営の基本条件	西宮市都市公園条例や西宮市行政財産使用料条例には、保証金や違約金等の記載がありませんので、保証金や違約金等は無しと理解してよろしいでしょうか。その他ペナルティの有無、有る場合はその内容につきご教示願います。	公園施設設置管理許可及び行政財産目的外使用許可にあたり保証金や違約金はありませんが、納付期限までに納付されない場合の延滞金、権利譲渡の禁止、原状変更の制限、許可の取消等、原状回復等許可条件があります。許可物件を滅失し又は損傷した時は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。なお、貸付契約による場合は、公有財産規則に基づき、保証金があり、延滞金が発生します。
184	124	第8	2	(1)					整備の概要	民間提案施設の整備は、入札参加グループ以外の建築業者でも可能でしょうか。例えば、民間提案施設企業が、独自にリース会社や建築業者等に工事を発注して事業を行うことは可能でしょうか。	可とします。
185	125	第8	2	(1)			ウ		施設の概要	民間提案施設については、事業者から転貸あるいは転々貸することも可能との理解でよろしいでしょうか。	西宮市都市公園条例第17条において、法第5条第1項に基づく公園施設設置管理許可の権利を譲渡又は転貸してはならないという規定があります。
186	125	第8	2	(1)			ウ		民間提案施設の所有者	「民間提案施設は、事業期間を通じて民間事業者の所有とし、…」とありますが、新中央体育館に合築する場合は、市が民間提案施設を所有し、内装工事費を事業費に含めて良いと理解して宜しいでしょうか。	合築する場合は市の所有となりますが、内装工事費については要求水準書120ページ第7-4-(8)-1-オに準じた取扱いとするため、事業費には含めずに事業者の負担として整備してください。
187	124	第8	2	(5)					民間提案施設業務(別築)での使用料等	別築の場合の許可期間は、設置管理許可を受ける場合(10年以内、以降1年ごとに更新し、最長20年)と同様でしょうか。	10年以内、以降1年毎に更新し、事業期間終了まで設置管理許可を受けることとなります。
188	125	第8	3	(5)					使用料等の考え方	記載の2つの業務以外の場合、公園使用料は不要ということでしょうか。	設置する公園施設及び占用物件により、使用料が必要となる場合があります。
189	125	第8	3	(5)					民間提案施設業務(別築)での使用料等	ここでいう公園使用料を市へ納付する場合というのは、別築の民間提案施設として有料の貸駐車場や貸館を事業者が整備した場合ということでしょうか。これらに該当しない売店等を設置した場合には、公園使用料の市への納付は不要との理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設ではない売店等を設置する場合にも、公園施設設置管理許可が必要となり、使用料納付が必要となります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
190	125	第8	3	(5)					民間提案施設業務(別業)での使用料等	西宮市都市公園条例と同施行規則の記載を確認すると、使用料について、「当該公園施設の復成価格、耐用年数、経過年数、維持保存の状況、利用効率等を考慮して評定した1平方メートル当たりの額に1000分の5を乗じて得た額」というような記載があり、明確に出来ないため困惑しております。明確化のため、基準値、参考値、モデルケース等をお示しいただけますでしょうか。	公園使用料について、要求水準書に関する質問・回答書(第1回)No156をご参照ください。
191	添付資料資料-1、2、9-1								敷地配置図	対象敷地について整備区域現況配置図、地形測量図、既存インフラ統合図の3種類の図面がありますが、基準点、道幅、敷地境界線の誤差がみられます。どちらの図面を正とすれば宜しいでしょうか。	地形測量図が、最新の測量結果になりますので、こちらを正としてください。
192	添付資料資料6-1		3	3					試掘調査について	試掘調査で、旧建物基礎及び解体ガラにより3ヶ所の調査坑で土層が確認出来なかった、とありますが、資料20-8西宮スポーツセンター図面ではこの試掘調査位置にあるはプールは解体済とあります、この旧建物基礎及び解体ガラがプール残置構造物等によるもの場合、撤去の概要・撤去範囲をご指示ください。	存置が確認された場合には事業者にて除去するものとします。地中埋設物リスクとして市が負担するものとします。
193	添付資料資料-7(その4)		6						道路改良計画	市道西715号線に右折レーンを設けた場合の図面のCADデータを頂けますでしょうか。またその場合の敷地境界線をご教示ください。	データについては、3月11日までに市の道路計画課までにメール(vo_kkouka@nishi.or.jp)にてお問い合わせください。 なお、右折レーンを設けた場合の図面は、地形測量実施前の交差点概略検討による改良計画(案)であり、交差点詳細設計や地形測量図との整合は、事業者の業務範囲となります。
194	添付資料14								主要な施設の設備	事業者が必要と考える場合、表に示される設備以外の設備を設けることは可能ですか。可能な場合その費用は整備費に含めてよろしいですか。	基本的に可としますが、民間提案施設における事業実施のみに利用する場合は整備費に含めないこととします。
195	添付資料-15								資料一覧	別紙15の2つの資料は、エクセルでご提供いただけませんか。	市ホームページにてExcelデータに差し替えます。
196	添付資料17								実施設計図書	積算数量算出書、積算数量調書の記載がありますが、提出する工事費内訳書で示されますので、積算数量算出書、数量調書の提出は不要としていただけないでしょうか。	要求水準書に示したとおりです。
197	添付資料20-1								中央体育館図面	市立武道場の軸組以外の構造図面、杭の有無(有りの場合はその仕様)がわかる資料を開示いただく事は可能でしょうか。	添付の資料3をご参照ください。
198	添付資料20-8								西宮スポーツセンター図面	解体済みのプール部分の範囲にある杭は撤去されているものと考えてよろしいでしょうか。	存置が確認された場合には事業者にて除去するものとします。地中埋設物リスクとして市が負担するものとします。
199	添付資料資料-21								石綿分析結果	石綿分析結果に於いて、建築材の分析結果はありますが、設備関連の配管エルボ、ダクトパッキン、石綿管等の分析結果が見当たりませんが、アスベスト対策工事は石綿分析結果に基づき計上するものとし、市が提供した参考資料に記載されていないアスベストが発見された場合には、既存施設の瑕疵として事業契約書第39条第3項の定めに従うものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、事業者負担にて必要な事前調査を行ってください。飛散性が著しく高いアスベスト含有建材以外については事業者の負担にて処理を行うものとします(配管エルボ保温材、ダクトパッキン、石綿管は飛散しないものとの扱いとします。)
200	添付資料資料-22								PCB分析結果	PCB分析結果に於いて、PCBシーリングの調査結果が見当たりませんが、PCBシーリングは使用の有無が不明のため調査費のみを入札価格に計上し、市が提供した参考資料に記載されていないPCBが発見された場合には、既存施設の瑕疵として事業契約書第39条第3項の定めに従うものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、事業者の負担とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	1)	①	ア	a	項目名	質問内容	回答
201	—								資料一覧	<p>以下資料をご提供いただけませんか。</p> <p>①施設ごとの稼働率や利用団体名称のわかる資料</p> <p>②施設ごとの大会やイベントによる利用件数や大会等名称のわかる資料</p> <p>③中央テニスコートと中屋町駐車場以外の各施設の光熱水費データ</p>	<p>①及び②の資料については、3月11日までに市のスポーツ推進課までメール(vo_k_shatai@nishi.or.jp)にてお問い合わせください。</p> <p>③については、添付の資料4をご参照ください。</p>

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
1	1	1	(1)	イ	(イ)		書式等	提案書の図表内に使用する文字については、10ポイント未満となってもよろしいでしょうか。	可としますが、読むに堪える大きさを限度としてください。
2	1	1	(1)	イ	(イ)		書式等	本文中の注釈文(用語の説明等)や、図表中の文字については、文字サイズを10ポイント未満としてもよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No1をご参照ください。
3	1	1	(1)	イ	(イ)		書式等	「上下左右に20mm程度の余白を設定すること」とありますが、余白の大きさは適宜設定しても宜しいでしょうか。	±5mmを限度とします。
4	2	2	(2)				(2)参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」について、連結対象は有しておりますが、有価証券報告書の提出義務がなく、連結決算を行っていないため、書類を提出することができません。提出は不要とさせて頂けないでしょうか。	不要としますが、その旨記載してください。
5	2	2	(2)				(2)参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	提出書類について、本社商号等・印鑑登録を行っている社長印ではなく、別途委任状等を提出したうえで、支店名称等・支店印を用いることは可能でしょうか。	契約権限がある場合については可能です。
6	2	2	(2)				(2)参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	入札参加資格審査申請書で、例えば維持管理企業と運営企業が同じ企業である場合、添付資料内「共通」の書類は1通でもよろしいでしょうか。	可とします。入札資格審査申請書の最後に、その旨を記載してください。
7	2	2	(2)				参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	企業によって複数業務を兼任する場合(運営企業と維持管理企業が同一企業等)、重複する添付書類に関しては、市が分かるように明示したうえで、1部のみ添付することで問題ないでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No6をご参照ください。
8	5	2	(4)	オ			オ 提案内容に関する提出書類	規定の様式に加え、補足説明資料を添付することは可能でしょうか。	可としますが、補足資料ということを明記したうえで添付してください。
9	5	2	(4)	オ			提案内容に関する提出書類	(様式7-11)設計・建設・工事監理費内訳書のサイズがA-4とありますが、A-3の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式7-11を修正します。
10	様式2-2						様式2-2 入札参加グループ構成表	構成員・協力企業が多い場合は、各社の押印が間に合わない恐れがありますので、1枚に1社記入・押印し、製本したうえで代表企業が割り印を押すことを認めていただけないでしょうか。	可とします。
11	様式2-2						入札参加グループの構成表	1企業が複数の役割、例えば「運営にあたる者」と「民間提案施設業務にあたる者」に該当する場合、1つの記入欄に役割を併記するという理解でよろしいでしょうか。	1つの記入欄に役割を併記するのではなく、全ての記入欄に1企業名を記入ください。
12	様式2-5						入札参加資格申請書	1企業が複数の役割を兼ねる場合、「入札参加資格申請書」は役割に応じた枚数を作成し、添付書類は1式1部提出するというりかいでよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No6をご参照ください。
13	様式2-5、2-7他						様式2-5、2-7他 入札参加資格審査申請書 ■添付資料	設計・建設・運営・維持管理等、同一会社が複数の業務を行う場合、添付書類の共通項目及び同一の実績証明資料について、各様式毎に添付する必要がありますでしょうか。あるいはいずれかの様式に1部添付すればよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No6をご参照ください。
14	様式2-6						配置する工事監理者	配置する工事監理者の記載は、担当常駐者ではなく、予定している工事監理責任者として考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
15	様式2-6						配置する工事監理者	配置する工事監理者の主な業務経験(3件まで)については工事監理業務経験であれば用途、規模は問わないと考えてよろしいでしょうか	建築工事監理者については、平成16年4月1日以降に完了したもので、延床5000㎡以上RCの工事監理経験がある人を、公園施設工事監理については、技術士(総合技術監理部門)建設または建設部門)または一級土木施工管理技士いずれかの資格を有する人を配置してください。 いずれも、参加表明書の提出にあたっては、業務実績を証明できる資料(契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。)、保有資格及び雇用関係がわかるもの(在籍証明書、健康保険証等)の写しを添付してください。 様式集の他、合わせて入札公告文、入札説明書及び要求水準書を修正します。
16	様式2-6						様式2-6 入札参加資格審査申請書(工事監理企業)	13「配置する工事監理者の雇用関係がわかるものの写し【公園施設工事監理企業】」がありますが、入札説明書12～13ページの記載内容と相違しておりますので、【建築施設工事監理企業】が正という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集を修正します。
17	様式2-7						添付書類 共通4	入札参加資格審査申請書(建設企業) 添付書類において、企業単体の減価償却明細表(直近3期分)がありますが、事務負担軽減のため添付書類から削除していただく事を検討していただけないでしょうか。	減価償却明細表(直近3期分)は不要とします。
18	様式2-5～2-10						入札参加資格申請における企業単体の減価償却明細表(直近3期分)	「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出が求められていますが、提出書類の紙面量が多く、申請手続きの事務負担が大きいです。御検討頂きますようお願いいたします。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
19	様式2-5～2-11						入札参加資格申請における企業単体の減価償却明細表(直近3期分)	各企業に「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出が求められていますが、提出書類紙面量および申請手続きの事務負担の軽減から直近1期分のみとさせていただくことは可能でしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
20	様式2-5～2-10						入札参加資格申請における企業単体の減価償却明細表(直近3期分)	各企業に対して求められている「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出ですが、「キャッシュフロー計算書の提出にて代用も可能」、もしくは「同計算書未作成企業は財務状況確認にて懸念がある場合のみ提出」へ変更して頂けないでしょうか。提出書類紙面量および申請手続きの事務負担の軽減を考慮頂けますようお願いいたします。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
21	様式2-5～2-10						企業単体の減価償却明細表	各企業に対して「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出が求められていますが、申請手続きの事務負担の軽減を考慮いただき、提出書類からの削除を検討いただけないでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
22	様式2-5～2-10						入札参加資格申請における企業単体の減価償却明細表(直近3期分)	設計企業、工事監理企業、建設企業、運営企業、維持管理企業、その他企業のそれぞれに対して、「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出が求められていますが、有価証券報告書を提出することで、減価償却明細の提出で代用するという理解でよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
23	様式2-5～2-10						入札参加資格申請における企業単体の減価償却明細表(直近3期分)	企業の減価償却明細表(直近3期分)」の提出とありますが、申請手続きの事務負担の軽減を考慮頂けますようお願いいたします。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
24	様式2-5、6						必要添付書類 3,4,5	「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出が求められていますが、設計企業、工事監理企業が「協力企業」の場合でも、フリーキャッシュフローの推移状況を把握され、審査対象となるのでしょうか？また審査対象外と回答があった場合、提出も不要でしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
25	様式 2-5 ～ 2-10						入札参加資格申請における企業単体の減価償却明細表(直近3期分)	設計企業、工事監理企業、建設企業、運営企業、維持管理企業、その他企業のそれぞれに対して、「企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」の提出が求められていますが、提出目的をご教授願います。 各企業におけるフリーキャッシュフローの推移状況を把握されることが目的であれば、キャッシュフロー計算書作成企業には同計算書の提出を求めれば済むものであり、同計算書未作成企業の場合には、貸借対照表による財務状況確認によって財務状態に懸念がある場合のみ提出を求めれば済むものと考えています。提出書類紙面量および申請手続きの事務負担の軽減を考慮頂けますようお願いいたします。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
26	様式 2-5 ～ 2-10						様式2-5～2-11 入札参加資格審査申請書(共通)	添付書類に関して「減価償却明細表」とありますが、例えば法人税申告書「別表十六(一)」のような「減価償却明細表」の記載事項を集約した資料であればよろしいでしょうか。	様式集に関する質問・回答書(第1回)No17をご参照ください。
27	様式 2-5 ～ 2-10						様式2-5～2-11 入札参加資格審査申請書(共通)	添付書類に会社概要とありますが、パンフレット等が該当するという理解でよろしいでしょうか。	以下の内容が記載されているものとします。 商号、本社、創業、代表者、資本金、事業内容、事業所概要、子会社、事業内容、許可・免許等
28	様式4-2						入札金額内訳書	本様式をExcelにより同じ書式で作成のうえ、提出することもお認めいただけますでしょうか。	入札金額内訳書は、印刷して封書での提出となりますので、作成するファイル形式は問いません。
29	様式4-2						入札金額内訳書	最上段の「入札金額内訳(税込)」の記載方法について、各内訳(割賦金利を除く対価)の事業期間総額に対して、消費税を加算し、消費税込みの入札金額(様式4-1)を算出することになっています。消費税額は、資産の引渡し及び約定役務の提供の都度、課税されることから、事業期間総額を対象に加算すると、事業契約書での総額と、各回支払時の金額が異なることが想定されます。そのため、上記混乱を避ける観点から、本「入札金額内訳(税込)」への記入額は、応募者の提案(消費税及び地方消費税の課税実態に合わせた内容)によるもので構わないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案により、割賦元金に係る消費税について、施設引き渡し年度のサービス対価Aとあわせて一括で支払いを受ける場合は、ご理解のとおりです。なお、様式11-5(長期収支計画書)との整合に留意のうえ作成してください。
30	様式 5-2						企業名対応表	「代表企業」「構成員」「協力企業」(「民間提案施設企業」)以外であれば具体の団体名等を提案書に記載してもよろしいでしょうか。 (例:ネーミングライツ・広告意向取得先、業務連携先 等)	ご理解のとおりです。
31	様式6-2						地元企業への発注を確約できる金額の提案	記載例に件数とございますが、工種ごとの契約件数という理解でしょうか。提出時点での契約件数の確定は難しいため、発注金額および全体に占めるその割合のご提案に限定させていただけないでしょうか。	提出時点での契約件数の確定が困難な場合は、件数「未定」としていただいて問題ありません。
32	様式7-11						設計・建設・工事監理費内訳書	要求水準書P5※部分記載の施設等の整備にかかる費用は「屋外施設」に含めることでよろしいでしょうか。	屋外施設に含める場合は別途施設ごとの事業費がわかるように表示してください。
33	様式7-11						設計・建設・工事監理費内訳	I～Ⅲ期について、各期の工事のための調査費用が発生した場合、工事着工前であっても、各期該当年度に調査費を計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
34	様式7-11						設計・建設・工事 監理費内訳	事業者の提案によって、Ⅲ期に該当する民間提案施設が体育館と合築になる可能性も考えられます。その場合、民間提案施設に関する建設費は分類することが困難なため、体育館と合わせてⅠ期に計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式7-11						設計・建設・工事 監理費内訳	事業者の認識を統一するため、Ⅱ期整備対象である「子供の遊び場等の外構」とⅢ期整備対象である「エントランス広場等の外構施設」の範囲及び定義づけをいただけないでしょうか。	定義づけについては、要求水準書32～33ページを参照してください。それらの範囲については事業者の提案に委ねます。
36	様式7-11						設計・建設・工事 監理費内訳	PCB廃棄物処理費用は、事業者の負担と記載がございますが、PCB廃棄物の処理が必要な場合、施設整備費に含み、様式7-11中、PCB廃棄物が含まれる施設の期中(Ⅰ～Ⅲ期)に費用を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式7-11	3	3-1	(1)	①		様式7-11 設計・建設・工事 監理費内訳書	解体工事に①備品移送費の記載があります。以下をご指示ください。 ①資料15-1、15-2において移設が必要な備品をご指示ください。 ②①の移設場所及び仮置場所を該当備品毎にご指示ください。 ③引越し費用は別途工事としてよろしいでしょうか。	①②については、要求水準書74ページ(5)エを踏まえ、事業者にてご提案ください。 ③についてはは、事業費に含みます。
38	様式7-12-1						サービス対価B-I 算定表	四半期毎の元利均等の計算で生じる端数は、初回または最終回で調整させていただくことでよろしいでしょうか。様式7-12-2及び様式7-12-3においても同様です。	事業者の提案に委ねます。起債は最終回とします。
39	様式9-4						維持管理費内訳書 (修繕費除く)	光熱水費は様式10-9にも項目がございますが、いずれかの方に記載することでよろしいでしょうか。	可能です。
40	様式9-4 様式10-9						維持管理費内訳書 運営費用内訳書	それぞれの様式に光熱水費を計上する様式になっておりますが、維持管理業務に係る光熱水費と運営業務に係る光熱水費を分けることを意図しているのかご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
41	様式9-5						維持管理費内訳書 (修繕更新費)	新陸上競技場の公認再取得業務は運営業務ですが、それに伴う費用については、当該年度の修繕費へ計上することで宜しいでしょうか。	発生年度に計上することとさせていただきます。
42	様式9-5						様式9-5[1・2] 維持管理費内訳書 (修繕及び更新費)	この内訳書には、各年度ごとの見込額を入力するという理解でよろしいでしょうか。また、入札説明書別紙2(3)記載に「計81回に分けて支払う」とありますので、サービス対価F-I～Ⅲについては、平準化払であるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、様式9-5[1/2]は、本事業期間中の修繕及び更新計画を記載し、様式9-5[2/2]は、本事業期間終了以降の修繕及び更新計画を参考として記載してください。後段については、ご理解のとおりです。
43	様式10-8 ①						利用料金等収入・自主事業収入の積算内訳書	本事業では、運営業務のサービス対価Dを対象に、「各年度の収入実績額が提案時から一定以上変動した場合には、対価の調整(増収の場合は対価減額、減収の場合は対価増額)が予定されています。また、「社会状況が大きく変動し本事業に著しい影響が生じたことを事業者が証明した場合、需要変動に伴うサービス対価Dの改定協議を行う予定がある。」ことも示されております。(以上、入札説明書別紙2より)上記によって、双方が明確な根拠によって協議を実施するためには、利用者数等の利用料金収入の根拠を、年度毎に把握しておくことが必要になりますため、本様式10-8①では、収入金額だけでなく、設定料金(単価)と想定利用者数等についても記入できる様式(内容)に変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。	様式の記載を基本とし、事業者の提案に委ねます。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
44	様式10-8 ②						利用料金等収入・自主事業収入の設定根拠	本様式における「年間収入」は、様式10-8①のどの時点の収入を記載すればよろしいでしょうか。長期の事業期間において、利用者等数が変動しないことは考えられませんが、特定の事業年度をご指定願います。	2029年度としてください。
45	様式10-8						民間提案施設エリアでの事業	民間提案施設エリアで実施する自主事業は、様式10-8及び様式12-2、12-3の両方に記載するという理解でよろしいでしょうか。	民間提案施設エリアで実施する自主事業は、様式12-2、12-3に記載してください。
46	様式11-5						長期収支計画書	物価変動は「考慮すること」とありますが、本様式の趣旨や他の様式との関係から、「考慮しないこと」の誤謬ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集を修正します。
47	様式11-5						長期収支計画書	「対価のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間を考慮せず、事業を実施した年度に計上すること」とありますが、資金調達の実務にあっては、キャッシュの入出金実態にあわせた収支の検討が必須となります。また、本様式においては、PIRR・EIRR・DSCR・LLCRの指標提示が求められていますことから、それらを算出するうえでもキャッシュフローの実態を踏まえたうえでの算出が求められているものと理解しています。以上により、本様式は実際の入金・支払時期を考慮した収支で表記させていただくことを求めたものであり、現在の注記は誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	誤記ではありません。キャッシュインのずれを考慮しない長期収支計画書としてください。なお、事業期間終了後の清算にかかる経費等については、事業最終年度に計上してください。
48	様式11-5						長期収支計画書	本事業を実施するSPCは、2020年10月の事業契約仮契約締結前の設立が求められていますので、2020年度から2023年度の列を追加してよろしいでしょうか。	不足する場合は、必要に応じて項目を追加又は細分化してください。
49	様式11-5						消費税	※消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載することとありますが、消費税の受領、支払時期によって各期のキャッシュフローが変わりますので、別途支払、仮払、仮受、還付消費税等の項目を設けてもよろしいでしょうか。	不足する場合は、必要に応じて項目を追加又は細分化してください。
50	様式11-5						会計基準	平成30年度税制改正が施行され、長期割賦販売に該当する資産の販売等について延払基準により収益及び費用の額を計算する選択制度は廃止となりました。長期事業収支計画書の作成は、税務・会計上、一括販売基準に基づく長期事業計画で宜しいでしょうか。	事業者の提案により、割賦元金に係る消費税について、施設引き渡し年度のサービス対価Aとあわせて一括で支払いを受ける場合は、ご理解のとおりです。
51	様式11-5						事業年度	2020年度から費用等が発生するため、不足分は適宜追加してよろしいでしょうか。	不足する場合は、必要に応じて項目を追加又は細分化してください。
52	様式12-2 及び12-3						民間提案施設業務	民間提案施設業務を民間提案施設エリアのみで実施する場合は、様式12-2及び12-3は民間提案施設エリア内で実施する業務(様式10-8の自主事業に含まれる)のみの事業費内訳、長期収支を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	様式12-2 様式12-3						民間提案施設業務	SPCの収支やキャッシュフローについて記載すればよろしいでしょうか。	民間提案施設に限定して記載ください。
54	様式13-1				b		全体配置図	縮尺1/1200で「図面の左側を概ね北側とする。」とは、中屋駐車場までを含めた配置図を解釈をすればいいでしょうか？ その場合、東西の道路が用紙に納まらないので縮尺1/1500、北側の向きを変更してもいいでしょうか？	前段については、中屋町駐車場を含める必要はありません。 後段については、整備対象区域及びテニスコートを含めたレイアウトとしてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	①	ア	項目名	質問内容	回答
55	様式13-1				c		外構計画図	縮尺、用紙に対する方位の方向は計画内容がわかる範囲で変更しても問題ないでしょうか？ また、最大枚数の1枚とは、1～6の図面に対して各1枚と考え6種類図面を作成する場合は最大枚数を6枚と考えてよろしいでしょうか？	前段については、縮尺、用紙に対する方位の方向は、内容がわかる範囲で変更していただいて問題ありません。 後段については、最大枚数の1枚は、1～6の図面に対して各1枚となることから、6種類図面を作成する場合は最大枚数を6枚となります。
56	様式13-4						中央テニスコート	要求水準書P27の※3には、「再整備対象とはしない。」と記載がありますが、提出様式13-4で、改修計画を求められているということは必須事項でしょうか？	テニスコートの改修は必須ではありません。テニスコートの改修を提案する事業者に対応するために用意した様式ですので、必要に応じて使用してください。
57							その他	サービス対価D/E/Fについて支払い予定表等の様式は御座いますでしょうか。またそれぞれの支払いは各回均等で良いかご教示下さい。	前段については、サービス対価D、E、Fの事業期間中の支払額は様式11-5に記載してください。 後段については、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
1	2	第3条	第3項			事業予定者の設立	本事業で整備する施設内に設立(登記)することもお認めいただけますでしょうか。	認めます。
2	2	第3条	第3項			事業予定者の設立	定款には「会社法第107条第2項第1号に定める事項を規定し」とありますが、譲渡制限株式会社とするには同号イに関する事項を定款に規定すれば足りるとの理解です。同号ロのみなし承認に関する事項については、定款に規定しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	会社法第107条第2項第1号ロの事項は規定しないものとしてください。
3	2	第3条	4			事業予定者の設立	構成員は出資比率が50パーセントを超えるとありますが、「構成員」には代表企業も含まれる解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	第5条	2			業務の委託	事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って業務委託契約等を締結させるとありますが、各業務開始までに適宜締結することによってよろしいでしょうか。	事業契約の成立後可能な限り速やかに締結をしてください。各契約の締結を約する覚書等を締結することも認めます。
5	4	第6条	第3項			事業契約	「事業契約に関して第5号に該当するとき」とありますが、その趣旨は「本事業の募集手続に起因して指名停止措置を受けたとき」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	4	第6条	第3項			事業契約	デフォルト事由として、「事業契約に関して第5号に該当するとき」とありますが、第5号には西宮市から指名停止措置を受けた場合も含まれます。デフォルト事由に該当した場合の違約金は落札金額の100分の10と非常に大きく、また指名停止措置は本事業に関連しない事象が原因となる場合もありますので、指名停止措置により事業契約が締結されない場合は違約金の対象外としていただけないでしょうか。	本項第5号に該当し市に違約金請求権が生じる場合とは、事業契約に関して第5号に該当するときに限ります。原案のとおりとします。
7	6	第9条	第2項			有効期間	事業契約に至らず基本協定が不調になった場合に基本協定は終了するものの8条、12条は有効とのことですが、落札者として選定後に事業成立しなくても、提案内容は秘密保持されるべきと考えますので、11条の秘密保持も有効とするよう変更いただけないでしょうか。	基本協定の終了後は、秘密情報は法令に従って取り扱われます。原案のとおりとします。
8	6	第10条	第1項			救済措置	入札参加要件喪失が事業契約締結後も基本協定解除要件となり得り、且つ違約金発生要件となる得る建付けとなっており、他PFI案件よりも過大なりリスクであるため、基本協定書10条のデフォルト事由から第6条第3項第5号入札参加資格喪失を除外していただけないでしょうか。	第6条第3項第5号に該当することにより、基本協定の解除権及び違約金請求権が生じる場合とは、事業契約に関して本号に該当するときに限ります。原案のとおりとします。
9	6	第10条	第1項			救済措置	質疑No.67の「基本協定書10条のデフォルト事由から第6条第3項第5号入札参加資格喪失を除外」がされない場合には、「本事業の目的を達することができないと認められるとき」と限定条件付けを追記していただけないでしょうか。	基本協定書(案)に関する質問・回答書(第1回)No8をご参照ください。
10	6	第10条	第2項			救済措置	第10条第2項の違約金が発生するのは、1項で定める「基本協定が解除」された場合であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	4	第10条	第2項	(2)		救済措置	事業期間が長期にわたりますので、第6条第3項第5号のうち西宮市の指名停止措置を受けた場合について違約金の対象とすることはご容赦ください。	第6条第3項第5号に該当することにより、違約金請求権が生じる場合とは、事業契約に関して本号に該当するときに限ります。原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
1	3	第8条	3			契約の保証	次の各号に掲げる場合において、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。とありますが、「又は一部」とは具体的に何を指しているのでしょうか。 また、施設整備費相当額の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険に加入すれば、契約保証金の「全部」を免除される理解でよろしいでしょうか。	前段については、保証の内容により契約保証金の納付を一部免除とすることがあります。後段については、ご理解のとおりです。
2	3	第8条	3	(1)		履行保証保険	施設整備費相当額(サービス対価A及びBの合計～)とは、A-I II IIIおよびB-I II IIIの合計という理解でよろしいでしょうか。 設計費、建設費、工事監理費等、具体的な項目をご教示願います。	ご理解のとおり、施設整備費相当額とは、A-I II III、B-I II IIIの合計額から割賦金利を差し引いた金額(本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。)です。
3	3	第8条	第3項	1号		契約保証	施設整備を受託する建設企業が、市を被保険者とする履行保証保険契約を付保するケースは可能でしょうか。	可能です。
4	3	第8条	第3項			契約の保証	建設企業がSPCを被保険者として履行保証保険を付保し、SPCの保険金請求権に市にて質権を設定いただく方法も可能でしょうか。質権設定に係る書類の準備等は応募者側で実いたしますのでご検討願います。	可能です。
5	3	第8条	3	(2)		工事履行保証保険	市が事業者から委託を受けた～工事履行保証保険を締結したとき。とありますが、市が加入手続き及び保険料を負担するというのでしょうか。	事業者の費用負担となります。必要な準備行為は事業者の責任において行ってください。
6	5	第13条	第1項			施設供用等期間における使用	民間提案施設用地の使用料は、使用期間を通じてSPCを経由することなく、民間提案施設企業から市へ直接支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	第15条				事業用地の瑕疵担保責任	「民間提案施設用地以外」との記載がありますが、民間提案施設用地を本施設建設に伴う施工等により用地の瑕疵が判明した場合は、貴市が増加費用を負担頂けるのでしょうか。	民間提案施設用地に関する瑕疵に起因して生じた増加費用は事業者の負担となります。
8	6	第15条				事業用地の瑕疵担保責任	「民間提案施設用地以外」との記載がありますが、民間提案施設を施工するにあたり、用地の瑕疵が判明し、増加費用が生じた場合、民間提案事業に影響が出た場合の扱いについてご教示ください。	民間提案施設用地に関する瑕疵に起因して生じた増加費用は事業者の負担となります。
9	10	第30条	第2項			年度業務計画書及び年度業務報告書の作成	施設整備業務に係る業務責任者及び管理責任者をして、「日報、月報、四半期報告書、年間報告書を年度報告書としてそれぞれ作成し」とありますが、要求水準書P.65～の「建設及び建設関連業務(同資料-19「工事書類作成の手引き」含む)」では、毎月の「工事月報」を提出するものと理解します。膨大な分量となる「日報」、要求水準書にない「四半期報告書」、「年間報告書」の作成については、現場の事務作業の負担を減らす目的からも、本条項より削除をお願いします(別紙1の定義も同様整理をお願いします)。	該当部分を削除し、契約書において修正します。
10	14	第39条	第3項	3号		各種調査	「アスベスト含有材使用状況調査」とは、選定された事業者が、事業開始後に行う調査との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	14	第39条					解体工事に於いて、市が提供した参考資料に記載されていない入札説明書等に記載以外の特別管理産業廃棄物(廃油、廃液、廃酸、廃アルカリ、ダイオキシン類)が発見された場合には、既存施設の瑕疵として事業契約書第39条第3項の定めに従うものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
12	15	第39条	第3項	4号		各種調査	(i)「・・・アスベスト含有材使用状況調査実施前にその使用が予想された部分」とは、「要求水準書 資料-21アスベスト調査結果」により予想された部分との理解でよろしいでしょうか。	アスベスト含有吹付材についてご理解のとおりです。
13	15	第39条	第3項	4号		各種調査	入札提案提出時の見積費用算出段階では、公表された要求水準書資料「既存施設図面」「アスベスト調査結果」にて算定しますが、当該資料より想定し算定できない、「アスベスト含有吹付材以外のアスベスト含有材」が事業開始後の調査等で新たに判明した場合や隠蔽部等での使用が判明した場合は、貴市の負担として頂きたい。よって、(iii)の項目の削除をお願いします。	原案のとおりとします。
14	15	第39条	第3項	4号		各種調査	最後のただし書き「但し(ii)の場合においても・・・」とありますが、解体施工時に隠蔽部で新たに使用が判明して処理が必要となった場合は、(ii)が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	18	第46条	4			本施設の瑕疵担保	事業者は、～本契約締結日以降速やかに、～保証書を差し入れさせる。とありますが、事業契約締結後に速やかに保証書を提出することで、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期の引渡し後、それぞれで提出しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	20	第54条				保険加入	保険の付保は、事業者に限らず、建設企業や運営企業等であってもよろしいでしょうか。	認めます。
17	20	第55条	1			本施設の引渡し	目的物引渡書の交付は、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期それぞれの引渡し日に提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	20	第55条	1			本施設の引渡し	金融機関は、事業者の借入に際し、引渡しを証する書類の提出を求めるものと考えております。目的物引渡書の交付後、目的物受領書を市から発行いただくことは可能でしょうか。また、鍵引渡書・受領書や申請関係書類引渡書・受領書など、引渡しに関連する書類等についても発行いただくことは可能でしょうか。	可能です。様式については事業者がご提案ください。
19	20	第55条	2			本施設の引渡し	保存登記等に必要な支援については、登記者は市で、作成図面の提供等の補助的業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	21	第59条				総括責任者、及び業務責任者	「開業準備業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者」とは、要求水準書に記載のある「施設運営責任者」および「自主事業責任者」を指しているのでしょうか。または、広報活動、予約受付、内覧会実施などの業務毎を指しているのでしょうか。さらに、この場合、責任者の兼務は可能と考えてよろしいでしょうか。	「施設運営責任者」および「自主事業責任者」を指しています。
21	23	第66条	第2項			開業準備業務の実施	開館記念イベントは、新中央体育館に供用開始時に限られるものであり、新陸上競技場の供用開始時には、同様のイベントの実施は求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	開館記念イベントはⅠ期の供用開始に合わせて実施してください。Ⅱ期以降の供用開始時の実施については、事業者の提案に委ねます。
22	23	第66条	4			開業準備業務の実施	4項が改行されていませんので、ご修正いただけますでしょうか。	契約書において、ご指摘のとおり修正します。
23	25	第73条	第4項			利用料金等	利用料金は消費税及び地方消費税を含む金額として、条例で規定されるため、事業期間中における消費税及び地方消費税率の改定は、本項における「社会状況が大きく変動」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税の改定は、本項における「社会状況が大きく変動」に該当しません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
24	25	第73条				利用料金等	I期整備対象施設の供用開始5年後は、応札時点から10年近くの年月があり、利用料金等の変更が長期間行えないことは事業者にとって大きなリスクであると考えます。5年間の制約について削除いただきたく御検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
25	26	第75条				自主事業又は民間提案施設業務の一部又は全部の終了	第2項により自主事業又は民間提案施設業務が終了する場合、代替して担う企業を選定し、業務を開始するまでの一定の猶予期間を設けて頂けるものとして宜しいでしょうか。	ご指摘の場合、市と事業者の協議結果によります。
26	27	第78条	第2項	(1)		サービス対価の支払いその他本事業収入	「第●項に定めるとおり指定管理者納付金の市への納付を条件として」との記載がありますが、本記載における「指定管理者納付金」とは、入札説明書P.7エ 本施設に係る収入で規定されている「自動販売機売上高のうち9%」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	本号における「指定管理者納付金」とは、要求水準書122ページ表6記載の売上に応じた取扱料、広告料(ネーミングライツによるものを除く)を指します。 なお、表6の修正版を本回答書の公表と同時に公表します。
27	28	第82条	3項			契約期間	事業終了の2年前までに改修・更新の検討とありますが、第24条3項との記述に矛盾があるように見受けられます。改修・更新の検討期限について、再度お考えを御教示ください。	第24条第3項は、長期修繕計画を更新するための確認時期に関する規定です。
28	30	第84条	4項			本施設引渡しの完了前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	当該損害には、開業準備に係る経費についても含まれると考えてよろしいでしょうか。	開業準備にかかる実際に要した費用は含まれます。
29	30	第85条				本施設引渡しの完了前の法令変更による契約解除等	開業準備のために要した経費については、市にてご負担いただけないでしょうか。	開業準備にかかる実際に要した費用は含まれます。
30	31	第86条				本施設引渡しの完了前の不可抗力による契約解除	開業準備のために要した経費については、市にてご負担いただけないでしょうか。	開業準備にかかる実際に要した費用は含まれます。
31	32	第87条	第5項			サービス対価に含む消費税及び地方消費税	市が支払うべき当該年度において適用される税率ではなく、「本契約締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む」でよろしいでしょうか。第6項も同様です。	ご理解のとおりです。
32	32	第87条	6項			サービス対価に含む消費税及び地方消費税	施設供用等業務の一部が終了した場合でも、違約金が当該事業年度のサービス対価の10%となっておりますが、契約解除となった範囲に対してのペナルティが大きすぎると考えます。終了した業務に係る当該事業年度のサービス対価の10%が妥当と考えており、御再考をお願いします。	本項は業務が履行済みか否かにかかわらずペナルティを定める規定です。 原案のとおりとします。
33	32	第87条	7			本施設引渡しの完了以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	市は、解除時点までに履行された運営・維持管理業務の対価のうち、解除時点で支払われていないサービス対価D、EおよびFを事業者を支払うという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
34	33	第88条	4			本施設引渡しの完了以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除	市は、解除時点までに履行された運営・維持管理業務の対価のうち、解除時点で支払われていないサービス対価D、EおよびFを事業者を支払うという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
35	33	第89条	2			本施設引渡しの完了以後の法令変更による契約解除	市は、解除時点までに履行された運営・維持管理業務の対価のうち、解除時点で支払われていないサービス対価D、EおよびFを事業者を支払うという理解でよいか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
36	34	第90条	2			本施設引渡し後の不可 抗力による契約 解除	市は、解除時点までに履行された運営・維持 管理業務の対価のうち、解除時点で支払われ ていないサービス対価D、EおよびFを事業者 に支払うという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
37	35	第95条	2			通知の付与及び 協議	合意が成立しない場合、「当該法令変更に対 する対応方法を事業者に対して通知し」とあり ますが、「当該法令変更に対する合理的な対 応方法を事業者に対して通知し」と修正いた だけませんか。	原案のとおりとします。
38	36	第97条	2			通知の付与及び 協議	合意が成立しない場合、「かかる不可抗力に 対する対応方法を事業者に対して通知し」と ありますが、「かかる不可抗力に対する合理的 な対応方法を事業者に対して通知し」と修 正いただけませんか。	原案のとおりとします。
39	38	第107 条				秘密保持	協力企業は第三者に当たらないという理解で よろしいでしょうか。	協力企業は第三者に当たります。
40	54	別紙4	1	(1) (2)		建設工事保険 第三者賠償責任 保険	建設工事保険や第三者賠償責任保険は一般 的に工事価格の税抜き金額を対象に加入し ておりますが、税込・税抜のどちらを対象に加 入すればよろしいでしょうか。	税込の金額としてください。
41	54	別紙4	2	(1)		開業準備期間及 び運営・維持管 理期間の保険	交叉責任担保特約は、one wayでよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
42	54	別紙4				火災保険	施設所有者として、共済保険に加入するの でょうか。仮に加入されるとした場合、事業者 が付保すると二重付保になると思いたすの で、コストとしては無駄になってしまいますの で、ご再考頂けないでしょうか。	市は全国市有物件災害共済会の保険に加入 しますが、事業者の業務上の失火による損害 に起因して第三者が保険金を市に支払った場 合の求償に備えるため、原案のとおりとしま す。
43	54	別紙4				火災保険	運営・維持管理業務期間中の物価変動に伴う サービス対価の改定で、その変動リスクを貴 市に負担頂けないと、事業者側での負担は困 難です。 火災保険の付保を取り下げて頂くか、火災保 険料に対しても市場動向に合わせた対価改 定の設定をお願いします。	原案のとおりとします。
44	54	別紙4				火災保険	開業準備期間及び運営・維持管理期間の保 険として、本件施設の再調達金額を補償額と した普通火災保険の付保が要求されていま すが、貴市において「全国市有物件災害共済 会」での建物総合損害共済に加入されると考 えています。 その場合、事業者が同様に再調達金額を対 象とした普通火災保険を付保した場合には、 補償対象が重複することで、不要なコスト負 担が生じることになります。 そのため、火災保険の付保を義務とすること については見直しをご検討いただけません でしょうか。	事業契約書(案)に関する質問・回答書(第1 回)No42をご参照ください。
45	54	別紙4				火災保険	別紙4に記載の各種保険は、構成員又は協 力企業が契約者になってもよろしいでしょ うか。	認めます。
46	54	別紙4				火災保険	火災保険の対象は本件施設とありますが、既 存施設を継続利用するテニスコート及び中屋 町駐車場の設備等は対象外との認識でよろ しいでしょうか。仮に対象に含める必要があ る場合は再調達価格をお示しください。	対象外とします。
47	54	別紙4				火災保険	西宮市加入の共済保険との重複を回避する ため、西宮市が加入する予定の共済保険の 内容の開示をお願いします。	事業者は市が付保する共済等の内容にかか わらず、規定されているとおりの火災保険の 付保または保険を付保した場合と同等の効果 がある提案を行ってください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
48	55	別紙4	2	(2)		普通火災保険	普通火災保険の付保を求められておりますが、一般的に施設所有者が付保される保険と存じます。当該保険の付保義務について、事業対象外とし削除を御再考願います。	事業契約書(案)に関する質問・回答書(第1回)No42をご参照ください。
49	55	別紙4	2	(2)		普通火災保険	施設全体に普通火災保険を付保する場合、相当額の保険金額になると想定されます。一般的に施設所有者が保険を付保することからも、付保対象を事業者が所有する備品などに限定していただけないでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問・回答書(第1回)No42をご参照ください。
50	55	別紙4	2	(2)		普通火災保険	開業準備期間及び運営・維持管理期間に、火災等に対応した普通火災保険を付保することが要求されていますが、保険料率の変動リスクを事業者が負担するのは困難であると考えます。市による付保としていただけますでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問・回答書(第1回)No43をご参照ください。
51	55	別紙4	※			同等の効果がある手法	第三者賠償責任保険については、運営企業と維持管理企業とがそれぞれ加入する自社の保険に置き換えてもよろしいでしょうか。仮に、それら自社加入保険内容が要求水準の保険内容を下回ったとしても、運営企業と維持管理企業とは負ってしまった賠償責任を逃れられるわけではなく、貴市にとっての支障は無いように考えます。	要求水準を上回っている限りにおいて認めます。
52	56	別紙5				保証書の様式	建設企業とは別に、器具又は備品等を設置する企業がいる場合、保証書を「本施設」と「本施設に設置する器具・備品等」に分けて提出してもよろしいでしょうか。	ご指摘の場合、建設企業と器具又は備品等を設置する企業の連名で提出してください。
53	60	別紙8			②	法令変更による費用の負担割合	消費税の変更は、「②事業者の利益に課される税制度以外の税制度の新設・変更」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	消費税の変更は、法令変更の対象ではありません。
54	60	別紙8			②	法令変更による費用の負担割合	法人住民税の均等割に係る法令変更は本規定に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	別紙8における③の場合となります。
55	60	別紙8				法令変更による費用の負担割合	入札説明書 別紙2 では、「消費税率が変更された場合には、変更後の税率について適切に支払ものとする」とあります。当別紙8においても「消費税率の変更の場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	消費税の変更は、法令変更の対象ではありません。
56	60	別紙8			②	法令変更による費用の負担割合	市負担100%となっている「事業者の利益に課される税制度以外の税制度の新設・変更」は、消費税率の変更が含まれる理解でよろしいでしょうか。	消費税の変更は、法令変更の対象ではありません。
57	60	別紙8				別紙8 法令変更による費用の負担割合	法令改正で法定点検等が追加された場合の負担については、「③ ①及び②以外の法令等の新設・変更の場合」に該当するかとありますが、20年間の運営・維持管理期間であり、事業者側のリスクが過大であると考えます。追加された法定点検内容によっては費用の大幅な増加も考えられますので、「①」と解釈させていただくか、別途協議として頂けないでしょうか。(お認めいただけない場合、結果的に予備費を上積みして入札に臨まざるを得なくなりますので、貴市にとってのメリットも少ないと考えます。)	ご指摘の場合は①に含みます。
58	60	別紙8				別紙8 法令変更による費用の負担割合	本事業は、事業所税の対象でしょうか。	税制度の適用については、事業者の責任で確認してください。



No.	頁	大項目	中項目	小項目	①	項目名	質問内容	回答
59	61	別紙9	1			不可抗力	不可抗力による損害の事業者負担となる1%の当該本施設に係る施設整備費相当分とは、例えばⅠ期工事期間中に不可抗力による損害が生じた場合はサービス対価A-ⅠおよびB-Ⅰの合計金額(消費税及び地方消費税含む)を総額とした1%が適用される理解でよろしいでしょうか。 また、Ⅱ期、Ⅲ期についても同様の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	61	別紙9	1			負担額	「本契約締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。)の1パーセントに至るまでは事業者が負担する」との記載のうち、「事業者」とは「SPC」とあるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。